

第 6 編 資料編

1 災害記録等に関する資料

この年表の作成には「富山県気象災異誌」：富山地方気象台、「富山地方気象台異常気象報告」：富山地方気象台、「災害の記録（昭和45年から平成3年）」：富山県、「滑川の火災史」：滑川消防署を用いた。

年 月 日	種類	記 事
明治13年 11月27日 (1880)	高波	南西の暴風雨により滑川高月、東水橋沿海に高波が押し寄せ、家屋破壊多数、浸水家屋50余戸、船舶5艘破壊。
明治14年 6月15日 (1881)	火災	03時頃、滑川大町から出火。南風が強く 741戸焼失、死者4名。
明治20年 4月1日 (1887)	火災	12時頃、滑川領家町から出火。日本海に低気圧があつて南風が強く、411戸焼失。
明治26年 11月18日 (1893)	高波	03時頃、中新川郡滑川町に高波が押し寄せ、家屋全壊21戸、同半壊22戸、浸水家屋60戸、国道欠壊14間、波余堤防欠壊 420間の被害。この他、同町付近の水橋町、早月加積村、西加積村では堤防破壊398間、杭木流失1,220本、田砂入4段、浸水家屋10戸の被害有り。
明治43年 8月29日 (1910)	竜巻	19時頃、上市方面に落雷、降ひょう、強雨を伴う竜巻が発生。中新川郡寺田村方面より弓庄、音杉、上市、宮川、白萩、南加積、東加積の各市町村を経て早月川に入ったと推定される。被害地は幅 1.5km、長さ12kmにわたり家屋、果樹、農作物に多大の被害有り。
明治45年 7月22日 (1912)	大雨	富山湾付近の地形性低気圧により県平野部 150mm、山間部で 250～300mmの大雨。県東部の諸河川洪水。県中・東部で死者21名、負傷者4名、家屋床上浸水 3,932戸、同床下浸水 3,170戸、流失全壊107棟、田畑流失 1,303ha、同冠水 2,850ha、橋梁流失 108カ所、堤防・道路損壊延長36,4km。
大正5年 12月29日 (1916)	高波	滑川町高月に高波が押し寄せ、高月海岸防波堤 295間欠壊、家屋全壊12戸、同半壊38戸、納屋全壊 5棟の被害有り。
大正11年 10月20日 (1922)	高波	滑川町一帯の沿岸部に高波が押し寄せ瀬羽町、山王町、領家町、高月、早月加積村吉浦、浜加積村四ツ屋で被害有り。
大正12年 1月2日 (1923)	高波	滑川町、水橋町に20尺の高波が押し寄せ、滑川町、早月加積村吉浦、浜加積村四ツ屋、水橋町に大損害を与えた。
大正13年 12月13日 (1924)	高波	12日22時頃と13日17時頃、下新川郡経田村海岸に、13日21時頃、新湊町放生津に高波が押し寄せ大きな被害有り。また、滑川海岸一帯も高波により民家浸水10戸、堤防7カ所 100余間欠壊した。
昭和2年 12月24日 (1927)	高波	日本海南部を通過した低気圧が三陸沖で発達した。このため富山湾東部沿岸に寄り回り波。滑川高月で死者1名、家屋浸水34戸。水橋で家屋半壊3戸、宮崎で国道36m損壊。
昭和4年 1月2日 (1929)	高波	富山湾一帯が高波に襲われ、特に水橋町で大きな被害があった。滑川町では納屋倒壊1棟、床下浸水50戸、道路欠壊 150mの被害有り。
昭和7年 11月14日 (1932)	強風 波浪	台風が東海沖を北東進。富山湾沿岸の氷見、伏木、新湊地区では被害大。滑川町一帯も被害を受け、30余戸が避難。
昭和8年 9月5日 (1933)	台風	台風が日本海南部を北東進。滑川町で納屋2棟倒壊、家屋浸水60戸の被害有り。
11月17日	高波	滑川海岸一帯に高波が襲い100余戸が浸水、家屋倒壊の被害有り。

年 月 日	種類	記 事
昭和9年 9月20日 (1934) ~21日	台風	台風が21日05時頃、室戸岬に上陸、08時大阪を経て10時半頃富山を通過した。このため沿岸地域の新湊、伏木と礪波平野北部で被害が大きかった。中新川郡滑川町で住家6戸、非住家4棟浸水、防波堤決壊5カ所の被害有り。
昭和10年 11月12日 (1935)	高波	低気圧が北海道南東沖で発達し、このため富山湾に寄り回り波。伏木、新湊、四方、滑川の各町と倉垣村で被害大。死者1名、負傷者17名、住家流失全壊34戸、同半壊41戸、非住家全半壊 215棟、家屋浸水 395戸、防波堤欠壊 1,800m、道路損壊 1,100m、橋梁流失2カ所、漁船破損37隻。
昭和11年 4月5日 (1936)	高波	14時頃、滑川町高月領家一帯の海岸に寄り回り波が襲い、家屋浸水4戸有り。
昭和12年 12月2日 (1937)	高波	滑川町一帯に高波が押し寄せ、沿岸50mが通行不能となった。また氷見郡加納村で建設中の倉庫倒壊。
昭和14年 1月6日 (1939)	高波	05時頃、滑川町高月海岸を高波が襲い、破堤、浸水の被害有り。
8月5日 ~6日	大雨	台風が関東から北西に進み日本海に抜けた。県東部山岳部で200~250mmの大雨で上市川、片貝川、小矢部川が氾濫。下新川、中新川、西礪波、東礪波の各郡で被害。死者2名、橋梁流失1カ所、堤防決壊640m、道路・石垣等損壊130m。
昭和16年 9月19日 (1941)	高波	03時頃から北東の強風が吹き続き、富山湾に高波が押し寄せた。滑川町高月沖合の大網1統、魚網3統流出。
昭和19年 7月5日 (1944)	大雨	梅雨前線が活発となり、降水量は平野部で100~150mm、東部山岳で250mm以上。県東部の中小河川が氾濫し流域に被害。家屋床上浸水214戸、同床下浸水903戸、橋梁流失9カ所、堤防・道路・護岸等の損・決壊1,292m、田畑浸水1,148ha。
昭和24年 4月3日 (1949)	強風	発達した低気圧が日本海を北東進。このため県東部に暴風有り。住家全壊3戸、同半壊6戸、非住家7棟の被害。
昭和25年 9月3日 (1950)	強風 大雨	台風（ジェーン台風）が紀伊水道から大阪湾をへて若狭湾に抜けた。富山の最大瞬間風速SSW34.5m/s。伏木SSW34.5m/s。高岡、射水、下新川の各市郡で被害が多かった。死者4名、負傷者158名、住家全半壊986戸、床上浸水27戸、床下浸水1,095戸、非住家被害897棟。道路損壊8カ所、橋梁流失61カ所、堤防決壊38カ所、山崩れ67カ所、電柱倒壊360本、船舶流失6隻。滑川町、西加積村などで家屋損壊、立木倒壊等の被害がでた。
昭和25年 12月17日 (1950)	高波	06時30分頃、中新川郡滑川町高月西部および西加積村魚躬地内から高月海岸に貫流する上市川尻が高波のため砂利を高さ1間以上も打上げ川尻をふさいだ。滑川町地内で床下浸水住家7戸、納屋6棟、水産高校寄宿舎1棟。
昭和26年 11月27日 (1951) ~28日	高波	発達した低気圧が日本海を通過、その後沿岸に寄り回り波が押し寄せた。滑川、新湊、氷見の各市で家屋浸水552戸（滑川250）、防波堤決壊190m。
昭和27年 11月28日 (1952) ~29日	高波	太平洋岸を発達した低気圧が通過。このため28~29日にかけて富山湾では北東の風が強くなり、沿岸一帯に高波が襲った。滑川、新湊、堀岡、四方、魚津で家屋浸水982戸、田畑冠水2ha。

年 月 日	種類	記 事
昭和28年 1月12日 (1953) ~13日	大雨 高波	二ツ玉低気圧の通過による大雨と暖気移流による融雪が重なり、東部の小河川は増水。上市川は滑川町高月や中新川郡西加積村で氾濫し床下浸水20戸、田冠水約25町歩。また富山湾では12日夜半からの北西強風による風波のため13日は沿岸一帯（特に東部沿岸）に高波が襲い、滑川、魚津の海岸に被害が集中した。
昭和29年 12月23日 (1954) ~24日	高波	23日午後から24日朝に富山湾一帯を高波が襲い、滑川市高月海岸護岸堤50m欠壊。
昭和30年 2月20日 (1955)	高波	低気圧が北海道付近で急激に発達（中心示度 982mb）。東部沿岸では高波により大きな被害。特に宮崎、境、泊は昭和4年来の大被害。滑川市今町、高月地区で住家30戸が床下浸水。
昭和31年 2月11日 (1956) ~12日	高波	11日夜から12日にかけて下新川郡黒東地区の海岸一帯に高波が押し寄せ、浜小屋の倒壊、田畑冠水などの被害有り。また滑川市沖合約150m海上で避難中の漁船に大波がぶつかり、2名が海上に投げ出され1名が死亡。
12月9日 ~10日	高波	9日夜半から10日未明にかけ富山湾は季節風が強まり、宮崎浜から氷見海岸線一帯に高波が押し寄せ、滑川浜、魚津浜、水橋浜、四方浜、新湊浜、氷見浜で被害有り。
昭和36年 1月26日 (1961) ~27日	高波	26日夜から27日にかけて富山湾沿岸に高波が押し寄せ、特に東部海岸で波が高く、滑川市、魚津市、朝日町、新湊市で被害有り。
6月27日	大雨	梅雨前線が南岸から北上し中部地方に停滞したため、県下全般に300~400mmの大雨。富山湾沿岸部に近い平野部と県東部で被害大。行方不明者1名、負傷者4名、住家全半壊49戸、同床上浸水 220戸、同床下浸水 2,018戸、水田流失埋没48ha、同冠水 5,568ha、道路損壊 106カ所、橋梁流失12カ所、堤防決壊 121カ所。
昭和38年 1月7日 (1963) ~8日	高波	7日夕刻、新潟県西部と富山湾一帯に高波が押し寄せ、滑川市、新湊市、入善町、朝日町で被害有り。
昭和38年 1月 (1963) ~2月6日	大雪 融雪	昭和38年豪雪。大陸の高気圧は1050~1060mbの強い勢力を維持し、一方、日本海では次々に低気圧が発達して通過、本邦は顕著な冬型の気圧配置が長時間持続した。最深積雪は、富山 186cm、伏木225cm（累年記録それぞれ第2位、第1位）。11~12日は、西部平野部で70cm、15~16日は、県下全般に40~60cm、18~19日は、山沿地方で60~90cm、21~22日は、県下全般に30~60cm、23~26日は、県下全般に連日30~70cmの降雪があり、その後、2月2日から融雪による浸水被害が加わり、大きな被害となった。県下全般で死者13名、負傷者31名、行方不明1名、住家全壊46棟（滑川1）、同半壊28棟、同一部損壊2棟、同床上浸水 122棟、同床下浸水 822棟、非住家被害 138棟（滑川4）、橋梁流失1カ所、山崩れ1ヶ所。北陸本線23~28日ほぼ全面運休。
昭和44年 8月10日 (1969) ~11日	大雨	北陸地方に前線が停滞し、各地に大雨。県西部で150~200mm、東部平野部200~300mm、東部山岳部で1,000mmに達する豪雨となった。県東部の大小河川は洪水となり、県東部を中心に200億円を超す大被害となった。死者5名（滑川2）、負傷者24名、行方不明者1名、住家全壊50棟、同半壊92棟（滑川24）、同一部破損 121棟、同床上浸水 2,132棟（滑川 666）、同床下浸水 7,470棟（滑川 1,126）、

年 月 日	種類	記 事
昭和45年 2月1日 (1970) ~2日	高波	1月31日台風並に発達した低気圧が本州南岸を北東進し、三陸沖でさらに発達、中心気圧 966mbとなった。このため滑川市、黒部市、入善町、朝日町の沿岸に寄り回り波が押し寄せ被害が多数発生した。負傷者10名、住家半壊18棟、同一部破損4棟、床上浸水 236戸、床下浸水 156戸、非住家損壊 107棟、船舶流失8隻、田畑冠水 186ha、堤防決壊18カ所。
3月18日	高波	17日夜から18日朝にかけて、滑川市高月町西部地内の海岸に寄り回り波が押し寄せ、護岸堤防沿いの水産加工場が全壊し、その両隣の民家と高月西部公民館一部損壊。
11月13日	高波	12日17時頃から13日早朝にかけて滑川市高月海岸に寄り回り波が押し寄せ、高月町、加島町にかけての海岸を襲い、住宅一部破損、家屋浸水の被害有り。
昭和46年 6月12日 (1971)	大雨	梅雨前線の活動が北陸地方で活発化し、11日から12日にかけて大雨。平野部で100~150mm、山沿い・山間部で200~300mmとなり、黒部川、黒瀬川、高橋川、早月川など警戒水位を突破。12日06時頃、滑川市内の中川が増水し、浜町地内の護岸道路決壊。
7月24日 ~26日	大雨	「戻り梅雨」により富山県内は23日夜から24日早朝にかけて強い雷を伴った大雨が降り、各地の河川が増水し被害があった。滑川市では住家床上浸水4棟、同床下浸水 130棟。
昭和47年 4月1日 (1972) ~2日	高波	2日01時頃から05時頃にかけて滑川市の海岸一帯に高波が押し寄せ、住家一部破損2棟、同床上浸水3棟、同床下浸水8棟の被害有り。
8月3日	火災	00時20分頃、瀬羽町から出火。西風が強く(5.6m/s)全焼12棟、半焼5棟、部分焼その他16棟、焼失延べ面積 2,329㎡であった。
12月2日 ~3日	高波	日本海低気圧が北海道付近で急速に発達。強い季節風の吹き出しによる高波と雷により滑川市、氷見市、朝日町で被害有り。死者1名、負傷者10名、住家全壊5棟、同半壊35棟、同床上浸水18棟、同床下浸水68棟、農地被害16.6ha。
昭和51年 8月14日 (1976)	大雨	前線が日本海中部に停滞、台風13号の影響による湿潤な空気の流失と、北方寒気の南下のため前線活動が活発となりゆっくり南下、沿岸部を中心に大雨となった。降水量は、富山 137mm、氷見 221mm、魚津 210mm、伏木 184mm、立山 287mmで県下全般に被害。死者4名、負傷者1名、住家全壊6棟、同半壊15棟、同床上浸水 101棟(滑川4)、同床下浸水 1,769棟(滑川 294)、耕地流失12ha、同冠水 1,074ha、道路損壊39カ所、橋梁流失1カ所、山・がけ崩れ94カ所。
昭和54年 3月31日 (1979) ~4月1日	高波	発達した低気圧が日本海を通過後、富山湾沿岸に寄り回り波が押し寄せた。滑川市高月海岸で死者4名、堤防決壊2カ所。
昭和55年 10月25日 (1980) ~28日	高波	25日夜から吹き始めた南西の強風のため、富山市、滑川市沿岸に高波が押し寄せ、護岸堤などに被害有り。
12月24日 ~25日	高波	北よりの季節風が強まり、滑川市、入善町、朝日町に高波が押し寄せ、漁港などに被害有り。
12月27日 ~	大雪	昭和56年豪雪。北半球 500mb面では3波数循環の大雪型が続き、地上ではシベリヤ高気圧が発達し顕著な冬型の気圧配置となった。強い寒波は12月27~30日、1月2~8日、1月10~14日の3回来襲した。最深積雪は平野部150~200cm、山沿い200~250cm、山間部300~
昭和56年 1月20日 (1981)		

年 月 日	種類	記 事
昭和56年 7月1 ～3日	大雨	上市 260cm、利賀 430cmの積雪を記録し、降雪の深さでは利賀で5日98cm、福光で5日75cm、八尾で12日75cm、富山で29日62cm。 全県で雪圧による家屋の倒壊や除雪事故、雪崩等による死者が急増した。死者12名、負傷者 731名（滑川6）、住家全壊5戸、同半壊34戸（滑川1）、同一部破損 761戸（滑川1）、同床上浸水 101戸（滑川1）、同床下浸水 1,338戸（滑川 134）、非住家全壊 124棟、その他 814棟、公共用建物42カ所、その他農・林・水産業関係にも多大の被害が発生した。交通関係では北陸・高山本線全面不通、遅延、全日空欠航、富山地方鉄道関係も大きな被害を受けた。電力通信関係では送電鉄塔11基倒壊、ほかに断線、電柱折損等の被害。 梅雨前線の活動が活発化し、1日夜半過ぎから3日にかけて大雨となった。2日、滑川市の中川が氾濫し住家床上浸水1棟、同床下浸水 128棟、道路欠損の被害があった。
昭和58年 7月20 (1983) ～27日	大雨	本州に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、20日～27日にかけて断続的に雨が降り続き梅雨末期の大雨となった。この間の総降水量は富山 332mm、伏木 327mm、泊 312mm、氷見 281mm、魚津 383mm、礪波・八尾 261mm、上市 404mm、福光 273mm、立山 1,060mmの大雨となり、家屋一部破損4棟、同床下浸水 180棟（滑川23）、田畑冠水 671ha、河川 215カ所、道路 178カ所の被害を受けた。
8月21 ～22日	大雨	本州付近は弱い気圧の谷となり日本海上空に寒気があり、大気が不安定となったため21日夜、県西部を中心に大雨となった。床上浸水12棟、床下浸水 683棟（滑川7）、また利賀村栃原の国道 156号の路肩が崩れたほか、谷水の出水で道路が冠水して一時不通となった。
昭和59年 1月25日 (1984) ～3月23日	大雪	昭和59年豪雪。冬型の続いた1～3月にかけ数波にわたって強い寒波が襲来し、富山の降雪量合計が 692cmに達し、56豪雪に近い大雪に見舞われた。雪害状況は死者21名、負傷者87名、住家全壊3棟、同半壊1棟、同部分壊32棟、床上浸水16棟、床下浸水 216棟（滑川3）であった。
昭和60年 1月4 (1985) ～31日	大雪	第1級の寒波に見舞われた県内は東部、山間部を中心に断続的に雪が強く降り、特に上旬、中旬の中頃と月末にかけて大雪となった。富山市では30日21時には最深積雪 139cmとなり今冬最高を記録、昭和59年豪雪の 122cmを上回り、富山地方気象台統計開始以来、月として累年順位5位の記録となった。この大雪により死者6名、負傷者62名、住家半壊1棟、同一部破損 168棟、同床上浸水3棟、同床下浸水 244棟（滑川5）、非住家 150棟の被害。国鉄、富山地鉄、全日空など交通機関は運休や遅延など相次ぎ、また北陸自動車道では通行障害のため混乱した。
7月7 ～8日	大雨	北陸地方に停滞していた梅雨前線は、8日の明け方から昼頃にかけて県内を南下した。7日夕方から本降りになった県下の雨は8日夜まで続き、総雨量は県東部と氷見方面で多く、宇奈月 278mm、立山 251mm、泊 218mm、氷見 175mmに達した。このため県東部を中心に堤防決壊8カ所、住家床上浸水7戸、同床下浸水 334戸（滑川34）等の被害があった。
昭和61年 8月23	大雨	日本海中部の低気圧から南に伸びる寒冷前線が23日夜から24日朝に

年 月 日	種類	記 事
昭和62年 4月21日 (1987)	強風	雨が降り、富山市で24日01時に、上市町では05時にそれぞれ1時間の雨量が40mmを超えたほか、各地に強い雨を降らせた。総雨量は10～50mmの所が多かったが、富山市や上市町では120mmを超えた。この雨で富山市内等を中心に浸水するところが続出、床上浸水5棟、床下浸水334棟(滑川108)をはじめ道路損壊、田畑冠水等の被害が発生した。
9月18 ～19日	大雨	21日09時、朝鮮半島の北部にあった低気圧は発達しながら日本海を北東進し、22日09時には宗谷海峡の西に達した。このため県内は21日の午後から22日の午前中にかけて、南よりの強風が東部の平野部を中心に吹き荒れ、富山市では最大風速が19.1m/sに達し、また最大瞬間風速は4月の極値となる34.5m/sを観測した。この強風のため11人(滑川3)が負傷、家屋の一部破損8棟、ビニールハウスの全壊232棟などの被害が発生した。
昭和63年 4月12日 (1988)	強風	17日～19日は台風第13号が日本の東海上をゆっくり北東に進み、また、上空には寒気が流れ込んで大気の状態が不安定となった。このため17日の昼頃から19日の昼頃まで東部を中心に1時間20～30mmの強い雨が断続的に降った。滑川市では18日05時頃から強く降り、中心部を流れる沖田川、中川、田中川など小河川が溢れ、田中、河端、晒屋通り、下小泉、寺家、神家、田中新、下島の各町内で202世帯の床上・床下浸水があった。
10月29 ～31日	高波	12日、前線を伴った低気圧が日本海北部を発達しながら北東に進んだ。このため県内は未明から夜半にかけて南よりの強風が吹き荒れ、ビニールハウスの破損、送電線障害のため停電等の被害が発生した。また北陸自動車道の滑川～礪波インター間は強風のため上下線とも通行止となった。
平成元年 5月14日 (1989)	落雷	29日から30日にかけて北海道の東海上で低気圧が台風並みに発達し、また大陸の高気圧が日本付近に張り出し、強い冬型の気圧配置が続いた。このため日本海北部では強い季節風が吹き荒れ、これに伴って発生した風浪が寄り回り波となって県東部の海岸を中心に押し寄せた。このため、朝日町境海岸で堤防の一部が陥没したり、小型漁船が飛ばされるなどの被害がでたほか、富山市で水産業施設、滑川市で堤防、入善町で漁港施設などに被害が発生した。
平成3年 2月16 (1991) ～17日	高波	寒冷前線が日本海を南下し、前線の通過した14日夕方には落雷となり、滑川市の農業用水路で被害があった。
6月12日	竜巻	冬型の気圧配置が強まった影響で強風が続き、海上では風浪が高くなって県東部沿岸に高波が押し寄せた。このため16日16時50分頃滑川市高塚で高波により住宅7棟が床上・床下浸水し、その後片付けをしていた主婦が護岸堤を乗り越えてきた波に巻き込まれ、頭を強く打って意識不明の重体となり、パトロール中の消防署員も腕などに軽傷を負った。その他、県東部を中心に護岸、離岸堤、防波堤等に大きな被害が発生した。
		寒冷前線が日本海沿岸に停滞し、その前線に向かって南風が吹き込んでフェーン現象となり、大気の状態が不安定となっていた。13時頃県西部で発生した雷雲が発達しながら北東進、13時30分から50分にかけて滑川市から魚津市を通過し、局地的に突風や竜巻が発生し

年 月 日	種類	記 事
平成3年 9月27日 (1991) ~28日	台風	た。滑川市江尻では倉庫新築現場の足場が強風によって倒れ、J R北陸本線の架線を切断したため、電車13本に最高2時間30分の遅れがでた。 大型で非常に強い台風19号は、長崎県佐世保市の南に上陸し、勢力を保ちながら日本海を北東進、28日02時に輪島市の北西 170kmを通過した。県内では台風の接近に伴い、27日夕方から次第に風が強まり、21時頃から各地で 10m/sを超え、28日01時~04時にかけて突風を伴った 15m/s以上の暴風が吹き荒れた。このため家屋の損壊や飛来物が当たる等 6 市町で12名（滑川1）が負傷、住宅の損害は17市町村で 149棟に及んだ。
10月12日 ~15日	大雨	台風23号が本州南岸の秋雨前線を刺激しながら伊豆諸島から三陸沖に進んだため、12日夜から13日にかけて時折激しい雨が降った。また上空に徐々に寒気が流れ込んで弱い冬型の気圧配置となり、大気の状態が不安定となった14日の夕方に雷を伴った強い降雨があった。このため住家床上浸水1棟、同床下浸水55棟（滑川1）、田畑冠水等の被害が発生した。
平成5年 7月12日 (1993)	大雨	梅雨前線が北陸付近で停滞し、活動が活発となったため、12日朝には1時間20~30mmの強い雨が降り、12日00時~08時まで魚津で72mm、富山で68mmの雨量に達した。日中は小康状態となったが、夕方から14日にかけて断続的に雨が降り、12日から14日にかけての総雨量は立山 344mm、宇奈月 194mm、平 167mmの大雨となった。この雨で富山市41棟、魚津市6棟、滑川市3棟の床上浸水が発生し、魚津市で護岸決壊1カ所のほか、県内で4カ所の道路欠損があった。
平成7年 7月3日 (1995)	大雨	梅雨前線が北陸付近に停滞し、活動が活発となり、局地的に短時間に激しい雨が降った。滑川市では住家床上浸水1棟、路肩崩壊2カ所、水路欠壊1カ所の被害が発生した。
7月11日 ~12日	大雨	梅雨前線が北陸付近に停滞し、活動が活発となり、県東部を中心に雷を伴い短時間に激しい雨が降った。滑川市では床下浸水2棟（非住家1）、道路崩壊9カ所、水路欠壊3カ所、田冠水等の被害が発生した。
平成8年 1月30日 ~5日	大雪	ここ数年来の暖冬傾向から一転し、冬型の気圧配置が続き、上空に強い寒気が流れ込んだため、県内では雪が降り続いた。滑川市では2日午前9時に最大積雪量78cmを記録。昭和61年以来10年ぶりの大雪となった。
平成8年 6月24日 ~26日	大雨	梅雨前線が北陸付近に停滞し、活動が活発となり、局地的に短時間に激しい雨が降った。滑川市では24日午前5時から26日午前9時までの雨量は 188.5mmを記録。特に、25日午前7時~8時までの1時間で、18.5mmの激しい雨が降った。上市川、早月川は警戒水位を超え、関係機関が警戒にあたった。この雨で、林道法面2ヶ所、農地畦畔5ヶ所、J R駅前広場冠水、田畑冠水4ヶ所等の被害が発生した。

年 月 日	種類	記 事
平成8年 7月3日 (1996)	落雷	3日の日中は、気圧の谷が通過し、上空に冷たい空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となった。このため、県内は昼前頃から夕方にかけて激しい雷雨となり、西部の山沿いでひょうも降った。富山市では、12時07分から同32分にかけて落雷があった。このため、県東部で落雷による停電等の被害が相次いで発生した。富山市弥生町、南田町、向新庄、浜黒崎の5,793戸が停電。雄山町、西公文名、旭町3か所の交差点の信号がストップした。 また、12時45分頃には水橋五郎丸の民家の杉に落雷があり、杉の一部を変色させた。このほか、滑川市辰野では、13時35分頃空き工場の屋根に落雷して約1平方メートルを焼き、魚津市では、小川寺、日尾などで停電し、320戸が影響を受けた。また、城端町と利賀村の一部では、正午前局地的に大粒（直径2cm前後）のひょうが降り、白ネギを折損させる等の被害があった。
平成9年 1月7日 (1997)	波浪	7日の朝は、冬型の気圧配置で午前7時過ぎ頃、秋田県付近に進んだ低気圧に伴う寒冷前線が通過。このため、県内は南のち北の風が強く、東部の沿岸海域は、午前8時頃から急速に大荒れの状態となった。7日午前9時半頃、魚津市経田西町の海岸から約50m沖（経田漁港白灯台付近）で小型の漁船が高波を受けて転覆。乗っていた2人が死亡した。
平成10年 7月9日 (1998) ~10日	大雨	9～10日にかけて、日本海から北陸地方を経て日本の東海上に達する停滞前線の活動が活発となった。県内では9日15時～10日9時にかけて、時間雨量10～30mmの強い雨が断続的に降り続き、宇奈月では2日間の雨量が250mmを超えた。住家関係は、黒部市(4)・魚津市(1)で床上浸水5棟、滑川市(47)・黒部市(19)・魚津市(24)・立山町(1)・宇奈月町(1)で床下浸水92棟。鉄道関係では、富山地方鉄道の宇奈月町内山駅で線路約100mが、深さ10cmまで冠水し、土砂などが線路をふさぎ上下線合わせて14本がストップした。
7月30日	大雨	30日上空に寒気を伴った低気圧が北陸地方を通過し、大気の状態が不安定となった。県内では、30日の5～8時にかけての短時間に東部を中心に強い雨が降った。住家関係は、魚津市(4)・婦中町(4)で床上浸水8棟、魚津市(110)・立山町(31)・婦中町(13)・細入村(1)で床下浸水155棟。鉄道関係では、北陸線の魚津駅上り線が冠水し、魚津－黒部駅間で急行1本、普通4本が区間運休した。また、高山線でも普通5本が運休した。
平成11年 9月15日 (1999)	大雨	15日は、北陸地方をゆっくり南下した秋雨前線が台風16号の接近に伴い活動が活発となり、県内では多い所で200mmを超える大雨となった。家屋の被害は、富山市で1棟、婦中町で1棟、利賀村で1棟、合計3棟が床上浸水し、富山市で5棟、魚津市で2棟、滑川市で7棟、大沢野町で4棟、上市町で3棟、立山町で2棟、八尾町で1棟、婦中町で1棟、山田村で2棟、合計27棟が床下浸水したほか、6市町村で合計16.75haの田畑が冠水した。交通被害は、JR高山線の東八尾－楡原駅間の運転を見合わせ特急列車7本と普通列車36本が運休した。
平成13年 1月12日 (2001) ~18日	大雪	12日～18日にかけて千島付近に発達した低気圧が停滞し、日本付近は強い冬型の気圧配置が続いて強い寒気が次々と流れ込んだ。12日～14日は山雪型の降り方だったが、15日～16日は里雪・山雪型に変わり、特に沿岸部の魚津・氷見で強い雪が降った。人的被害は、14日7時30分頃福光町開発で、15時30分頃滑川市北野でそれぞれ1名が誤って用水に転落し死亡した。また、屋根の雪下ろし中に屋根からの転落（14日高岡市石瀬、17日滑川市下大浦、入善町入善、19日魚津市本江新町）や小型ロータリー除雪機のロータリーに足を巻き込まれる等で9名が重軽傷を負った。滑川市、魚津市、富山市、立山町、

年 月 日	種類	記 事
平成13年 6月29日	大雨 雷雨	<p>入善町で除雪した雪が側溝等にたまったまま解けず住宅等の床下浸水が発生した。交通機関では、道路では車が渋滞しスリップ事故が多発した。ＪＲ北陸本線では、15～18日にかけて全区間運休や区間運休が相次ぎ、17日には15年ぶりにすべての特急が運休した。富山空港では、視界不良等で14日を中心に欠航が相次いだ。電力関係では、17日に氷見市仏生寺脇之谷内等で約900戸、小矢部市了輪で約50戸、利賀村百瀬で約500戸が未明から早朝にかけて停電した。水道関係では、富山市、高岡市で水道管の破裂や凍結が起きた。農業関係では、ビニールハウスの倒壊が朝日町、滑川市、氷見市を中心に13市町村で79棟が全半壊した。また、7市町村で果樹の主枝折損等の被害が発生した。林業関係では、小矢部市スギ1,000本、黒部市でスギ200本が折損する被害が発生した。</p> <p>29日の県内は上空に寒気を伴った気圧の谷が通過し、大気の状態が非常に不安定となり、未明から朝のうちにかけて沿岸部を中心に局地的に雷を伴った激しい雨が降った。高岡市伏木の最大1時間降水量は74.5mm、最大10分間降水量は18.5mmを観測し、共に伏木の6月の第1位を更新した。また、日降水量は130.5mmを観測し、6月の第2位となった。床上浸水3棟（富山市1棟、高岡市2棟）、床下浸水669棟（富山市14棟、高岡市178棟、滑川市457棟、入善町16棟、福岡町4棟）、高岡市万葉ライン城山付近で幅20メートルにわたって土砂崩れ、林道岡田線の路面欠損、太田渋谷川で土石流が発生。魚津市市道金山谷稗島線で高さ7メートル、幅15メートルにわたって法面が崩壊し道路をふさいだ。滑川市市道改養寺森野新線が20メートルにわたって欠損。福岡町宅地法面が崩壊、滑川市で落雷による出火により納屋の一部と住宅屋根裏の一部を焼いた。高岡市で午前3時頃から1時間にわたって約1,700棟に停電。富山市で道路冠水（岩瀬天神町地内、岩瀬古志町地内、水橋市江新町地内、水橋東出町地内）、ＪＲ氷見線雨晴駅付近の信号機が落雷の影響で故障し列車2本が最大48分の遅れ。北陸本線は14本が最大112分の遅れ。滑川市など3市1町の水稲5.8ヘクタール、大豆畑31ヘクタールが冠水。</p>
平成13年 8月4日	大雨	<p>4日の県内は三陸沖の低気圧から延びる寒冷前線が北陸地方を南下したため、県東部で1時間に20～30mm強い雨が降った。朝日町で町道湯ノ瀬北又線の越道峠付近で土砂崩れが発生し、一時通行止めになった。</p>
平成14年 1月7日 (2002) ～8日	強風 雷	<p>日本海を発達した低気圧がゆっくり北東に進んだ影響で県内では、7日夜になって南西から西よりの風が強まった。8日後半には低気圧は北海道に進み上空に寒気が流入して冬型の気圧配置が強まった。8日は富山空港では、雪による上空の視界不良のため富山発着の合計7便に最大1時間半の遅れが出た。また、高速道路では、北陸、能越、東海北陸の各自動車道で50kmに速度規制されたほか、19時頃富山地方鉄道の稲荷町一越中三郷駅間の12の踏切が落雷のため故障し、約2時間10分にわたって遮断機が下りなくなり、踏切前で一時停止して運行したため、電車4本のダイヤが乱れ、最大40分の遅れが出た。ＪＲ高山線では、7日16時20分頃笹津駅で風速25m/sを記録したため、越中八尾－猪谷間の運転を21時40分まで見合わせ、特急列車2本が富山－猪谷間で区間運休、普通列車8本が運休または区間運休となった。</p>
平成14年 3月21日	強風	<p>寒冷前線を伴った発達中の低気圧が日本海北部を通過して、南よりの強い風が吹きフェーン現象となった。この強い南よりの強風で、砺波市苗加の民家の納屋のトタン屋根の一部も飛ばされた。また、ＪＲ高山線笹津駅で風速25m/sを記録したため、同線の富山－猪谷と富山港線の富山－岩瀬浜間で一時</p>

年 月 日	種類	記 事
平成14年 10月15日	大雨 雷雨	運転を見合わせた。特急列車4本、普通列車6本が運休や区間運休した。活動が活発な前線を伴った低気圧が日本海を東に進み、夜には寒冷前線の通過により天気は急激に変化して雷や強風を伴った天気となった。婦中町で208戸、富山市で100戸、滑川市で66戸が落雷のため高圧線の断線などで最大2時間余り停電した。
平成15年 8月31日 (2003) ~ 9月1日	大雨 落雷	前線が北陸付近に停滞し、県内で大雨となった。この影響で床下浸水が高岡市で18棟、魚津市で4棟、氷見市で19棟、滑川市、入善町、小杉町で1棟。道路冠水が高岡市で8か所、氷見市で5か所。土砂崩れが魚津市で4か所、高岡市で2か所、福光町、黒部市、氷見市で1か所。河川堤防破損が黒部市で1か所の被害が発生。また、河川が氾濫し、高岡市、福光町、魚津市であわせて0.29haの田畑に浸水や土砂侵入の被害が発生した。このほか、高岡市では落雷により264世帯が停電し、JRの運休2本、遅延6本、航空機の遅延1便などの影響が出た。
平成16年 2月4日 (2004) ~ 8日	大雨 落雷	2月4日から8日にかけて強い冬型の気圧配置となり、5日9時には輪島上空に-38.7度の寒気が流入し、県内は大雪となった。7日富山の降雪量(当9時-翌9時)は52cmに達し、アメダスの積雪観測では猪谷の134cmを最大に魚津、伏木、富山、砺波で50cmを超えた。この大雪のため、大島町の男性が除雪中に用水に転落し死亡、大山町と八尾町では男性が屋根の雪下ろし中に転落し1名が重傷、1名が軽傷を負った。また、大沢野町では投雪により用水が溢れ住家2棟が床下浸水し、八尾町では屋根に積もった雪の重みで非住家1棟が倒壊。大門町では落雷のため民家の一部が焼ける被害があった。JRでは除雪作業等のため運休20本、遅れ9本、航空関係では欠航22便、遅れ7便の影響が出た。
平成16年 4月2日	強風	発達した低気圧が日本海沿岸を北東に進んだ影響で県内で強風が吹き、最大瞬間風速は、富山で11時54分に27.7m/s、伏木で13時1分に26.9m/sを観測した。JRでは強風のため運休6本、遅れ3本の影響が出た。
平成16年 8月19日 ~ 20日	強風 高潮	台風15号が19日に日本海を東北東に進み県内に夜半頃接近。20日には東北地方に上陸後太平洋に抜け北海道の南海上を東に進んだ。台風15号による強風等の影響で19日及び20日には高潮により新湊市で床下浸水や道路及び水田約0.6haの冠水。高岡市では道路及び水田約50㎡の冠水。富山市及び氷見市では道路の冠水があった。また、県東部を中心に果樹の落下被害がみられた。また、強風による停電が県内で500戸あった。
平成16年 8月30日 ~ 31日	強風	台風16号は九州に上陸した後、山口県を通り日本海へ抜け、北東に進み北海道に再上陸した。県内には31日明け方頃最接近した。この台風の影響で、氷見市などで建物の屋根が飛ぶ被害が発生したほか、福光町、氷見市で倒木による道路の通行止め、富山市などで果樹の落下や稲の倒伏、ビニールハウスの破損などによる農作物への被害が生じた。また、県内1,539戸で停電となったほか、交通機関に運休、遅延が生じた。
平成16年 9月7日 ~ 8日	強風 高潮	台風18号は、7日9時半頃長崎市付近に上陸し、その後日本海へ抜け北東に進み秋田沖を経て北海道の西海上を北上した。富山県には7日21時頃最も接近した。台風の強風により重傷者が上市町2名、八尾町1名、福光町1名、6市町で軽傷者15名(滑川市1名)の人的被害があった。また、10市町村で住家の一部損壊(滑川市3棟)、11市町村で非住家の一部損壊(滑川市9棟)などの被害があった。強風によりごみが用水をせき止めた影響で富山市で床下浸水2棟の被害があった。交通機関では砺波市や氷見市で国道、県道及び

年 月 日	種類	記 事
平成17年 7月11日 (2004) ~12日	大雨	主要地方道の一部通行止めや航空機の一部欠航、JRや富山地鉄で遅れや運休があった。富山市他15市町村で8,800戸の停電があった。 山陰から北陸にかけて梅雨前線が停滞し、この前線に向って暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となったため各地で大雨となった。このため、魚津市、高岡市、氷見市、入善町で床下浸水の被害があり、高岡市や氷見市などでは斜面崩壊や土砂崩れなどの被害があった。
平成17年 8月6日	大雨 落雷	県内は6日夕方、広い範囲で激しい雷雨に見舞われた。富山地方鉄道「電鉄魚津駅」に停車中の上り列車（2両編成）の車両2両目に落雷。2両目のパンタグラフから出火し、2両目のパンタグラフと台車が焼損。内部の焼損なし。人的被害なし。地鉄本線は、黒部駅～上市駅間で上下線とも終日不通となった。
平成17年 8月15日 ~18日	大雨	上空に寒気を伴った気圧の谷の影響で、大気の状態が不安定になり各地で局地的な激しい雨が降った。県内の交通機関も遅延や不通になるなどの被害が発生した
平成17年 8月19日	大雨 落雷	南から湿った暖かい空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり局地的に激しい雷雨となった。このため富山市、魚津市、立山町、舟橋村などで落雷により1,700戸が停電した。日本海ある発達した低気圧が南下しながら通過し、また上空には強い寒気が入り込み大気の状態が不安定になった影響で、県内では強い風が吹き、所々で雷が発生した。このため魚津市では強風にあおられて女性1名が転倒、重傷を負った。富山市、高岡市、南砺市では落雷により民家が破損するなどの被害が発生した。その他、高岡市、入善町で合わせて約380戸で停電し、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
平成17年 12月26日 ~31日	大雪	県内は強い冬型の気圧配置となったため大雪となった。各地で屋根の雪下し中の転落や転倒によるけが人が相次いだ（滑川市3人）。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た
平成18年 1月3日 (2005) ~12日	大雪	県内は強い冬型の気圧配置となったため大雪となった。各地で屋根の雪下し中の転落や転倒によるけが人が相次いだ（滑川市1人）。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
平成19年 2月14日 (2007)	強風	強い冬型の気圧配置により県内各地で家屋倒壊等の大雪による被害が発生した。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た
平成19年 3月25日	地震	25日9時42分に能登半島沖（北緯37.2度、東経136.7度、深さ約11km）で地震（マグニチュード6.9）が発生し、富山市、滑川市、舟橋村、氷見市、小矢部市、射水市で震度5弱を観測した。この地震により、県内では、滑川市において人的被害はなかったが、富山市で1名が重傷を負った。高岡市（6名）、魚津市（2名）、射水市（名）、氷見市（1名）、小矢部市（1名）が軽傷を負った。滑川市では、エレベーター停止等が発生したが、津波による被害はなかった。
平成19年 7月16日	地震	16日10時13分に新潟県上中越沖（北緯37.3度、東経138.3度、深さ約17km）で地震（マグニチュード6.8）が発生し、舟橋村、氷見市で震度4、滑川市をはじめその他全市町村で震度3を観測。この地震による被害は高岡市での軽傷1名のほかは見られなかった。
平成20年 2月24日 (2008)	高波	23日低気圧が日本海中部を発達しながら東北東に進み、24日に三陸沖に抜け、日本付近では冬型の気圧配置が強まった。この発達した低気圧の影響で、23日から24日にかけて風が強くなり、富山県の沿岸では24日の明け方から波が高くなった。この高波により射水市（1名）、入善町（1名）で死者が出た。

年 月 日	種類	記 事
平成28年 4月17日 (2016)	暴風	<p>特に被害が集中していた入善町及び黒部市では家屋の全半壊、床上・床下浸水など高波による住宅被害が多数発生した。滑川市では人的被害はなかったが、海岸の防風柵全壊、漁業関係者の刺し網など漁具の被害が出た。</p> <p>17日未明から県内に吹き荒れた暴風は、滑川消防署で午前9時から10時までの最大瞬間風速40.7mを観測。この暴風により、滑川市では男性1名が風にあおられて転倒し死亡、また男性1名が風で閉まった扉に手を挟み、右手中指を切断したほか、各地で倒木や住宅の屋根が飛ばされるなどの被害が相次いだ。</p>

1-2 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

本県に係る歴史地震は、下表のとおりであり、中でも特に1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめていないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観 5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文 2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文 8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永 4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、展水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政 5)	飛騨地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、	(5~6)
〃	(大町付近)	5.7	流出家屋多し	—

(「震編日本被害地震騒乱 [増補改訂版] 宇佐美達夫、1996年」)

● 天正の大地震

- ・ 1586年1月18日(天正13年11月29日)発生、M7.8の規模
- ・ 北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生
- ・ 富山県内で被害：高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

● 安政の大地震

- ・ 1858年4月9日(安政5年2月26日)の真夜中発生、M7.0~7.1の規模
- ・ 震源：跡津川断層とみられている。
- ・ 震度5以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- ・ 富山県内での被害：県東部は震度6で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者36名。県西部では、震度5で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

※ 常願寺川上流の立山カルデラでは、大鷲・小鷲の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約2週間後に長野県大町近くで発生したM5.7の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等1,612戸、死者140人にのぼった。

(「地震を視る」富山県 [立山博物館]、1993年)

1-3 震度4以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	マグニチュード	主な県内の被害等	主な県内の震度
1933(昭和 8)	七尾湾	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木 4
1944(昭和 19)	東南海	7.9	不明	富山 4
1948(昭和 23)	福井	7.1	西部で被害	富山 4
1952(昭和 27)	大聖寺沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良 4
1993(平成 5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木 4
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部 4
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	傷者 13	滑川 5 弱

2 気象観測等に関する資料

2-1 観測施設

(1) 気象観測所

観測期間	所在地	観測の種類							種類	備考	
		風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気			
滑川市	上小泉 24	○	○	○	○				自	滑川消防署	
〃	〃					○	○	○	人	〃	
富山県	大崎野 45		○			○	○	○	〃	日本気象協会富山事業所	冬期
〃	〃		○			○	○		自	新川土木センター	冬期
〃	室山				○				〃	〃	
国土交通省	北野(魚津滑川B P)	○	○					○	〃	富山河川国道事務所	
〃	大掛(魚津滑川B P)	○	○					○	〃	〃	
中日本高速道路	東金屋	○	○		○	○	○		人	富山工務管理センター	

※種類・・・「自」観測機械で計測しているもの

「人」目視観測しているもの

(2) 波高、潮位観測所

観測所	観測場所		管 理	備 考
<波高・風向>				
田 中	入善町田中		黒部河川事務所	
石 田	黒部市石田		〃	
富 山	富山市富山港沖合		伏木富山港湾事務所	
新 湊	射水市堀岡		(富山新港)	〃
伏 木	高岡市伏木港沖合		(マフコタワー)	〃
<検潮>				
生 地	黒部市生地		(黒部漁港)	黒部河川事務所 潮位(水圧型)
富 山	富山市草島		(富山港)	富山地方气象台 潮位(音波管式)
新 湊	射水市堀岡		(富山新港)	伏木富山港湾事務所 潮位(フース型)
伏 木	高岡市伏木錦町地先		(伏木港)	〃 潮位(フース型)

(3) 地震観測点

地震観測点名称	所在地	備考
滑川市寺家町	滑川市寺家町 104 滑川市役所	気象庁計測震度計

(4) 巨大津波観測施設

観測所名	所在地	管理者	観測施設
富山	富山市海岸通り 264	気象庁（富山地方气象台）	巨大津波観測計センサー

2-2 注意報、警報の地域細分発表

気象庁では大雨警報などの気象警報・注意報を、これまで富山県を4つの区域に細分した区域を対象に発表してきたが、平成22年5月27日から、すべての気象警報・注意報について原則として個別の市町村を対象として発表することとなった。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒を要する災害を、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」のように警報名と併せて発表することとしている。

2-3 火災警報に関する情報

(1) 火災気象通報

消防法に基づいて富山地方气象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときはその状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事は、この通報を受けたときには直ちにこれを市長に通報する。ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないと認められるときは通報しない。

(2) 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象警報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

※火災気象通報の基準

ア 実効湿度が65%以下、最小湿度40%以下で、最大風速毎秒7mを超える見込みのあるとき。

イ 平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2-4 風水害・雪害等に関する情報

(1) 注意報の種類及び発表基準

種類	発表基準	
大雨注意報	表面雨量指数基準（浸水害）	8
	土壌雨量指数基準（土砂災害）	100
洪水注意報	流域雨量指数基準	早月川流域=18.8、上市川流域=14.7
強風注意報	強風による災害が予想され場合。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される時。	
風雪注意報	風雪により災害が予想され場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で毎秒12メートル以上、海上で毎秒15メートル以上になると予想される時。	
大雪注意報	平地（6時間降雪量）	15cm以上
	山間部（12時間降雪量）	35cm以上
波浪注意報	風浪、うねり等によって、災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が2.0m以上になると予想される時。	
高潮注意報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位が標高0.7m以上になると予想される時。	
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上で日平均風速が5m/s以上か日降水量が20mm以上	
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。具体的には、視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想される時。	
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想される時。	
なだれ注意報	なだれの発生によって被害が予想される場合、具体的には、 (1) 降雪の深さが90cm以上あったとき。 (2) 降雪の深さが100cm以上で、日平均気温2℃以上と予想される時。	
低温注意報	低温のため農作物等に著しい災害が予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 夏期：最低気温が17℃以下の日が連続 (2) 冬期：最低気温が-6℃以下	
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい災害が予想される場合。具体的には、最低気温が2℃以下になると予想される時。	
着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される時。	

着氷注意報	着氷が著しく、通信線や送電線等に被害が予想されるとき。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。
浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地や田畑の浸水等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。
竜巻注意情報 (気象情報)	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風で被害が起こるおそれがある場合に注意を呼びかける情報であり、雷注意報を補足する情報として発表する。

(2) 警報の種類及び発表基準

種類	発表基準	
大雨警報	表面雨量指数基準（浸水害）	12
	土壌雨量指数基準（土砂災害）	122
洪水警報	流域雨量指数基準	早月川流域=23.6、上市川流域=18.4
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速 20m/s 以上になると予想されるとき。	
暴風雪警報	暴雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想され場合。具体的には、雪を伴い平均風速 20m/s 以上になると予想されるとき。	
大雪警報	平地（6時間降雪量）	25cm 以上
	山間部（12 時間降雪量）	50cm 以上
波浪警報	風浪、うねり等によって、災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が 4.5m 以上になると予想されるとき。	
高潮警報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位が標高 1.0m 以上になると予想されるとき。	
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。	
浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地や田畑の浸水等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象警報の本文に含めて発表する。	

(3) 特別警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

2-5 地震・津波に関する情報

(1) 地震情報の種類等

ア 地震動警報・予報（緊急地震速報）

区 分	内 容	名 称
地震動警報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」 ※震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を特別警報に位置付ける。
地震動予報	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報（予報）」

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

イ 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発 表 基 準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地

	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<p>域名と市町村毎の観測した震度を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</p>
各地の震度に関する情報（注）	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</p> <p>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>

（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(2) 津波情報の種類等

ア 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を発表

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予測時刻や予想される津波の高さ等を発表

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ウ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

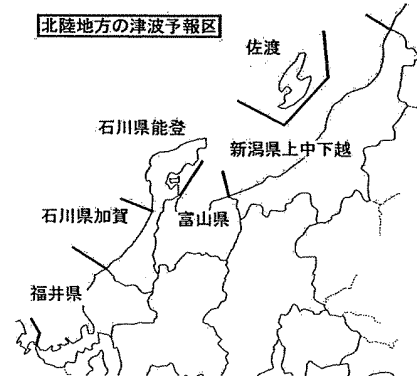
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

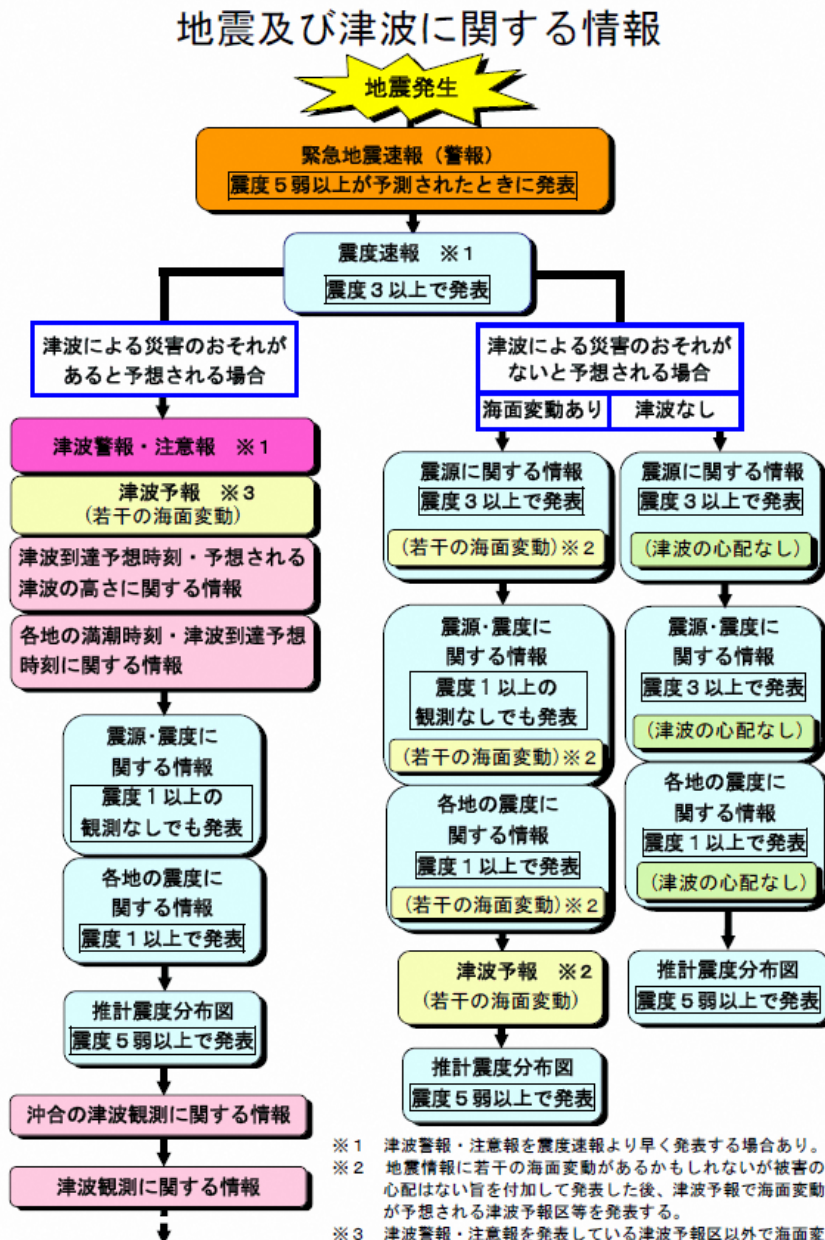
津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区 域	通知担当気象官署
富 山 県	富 山 県	気象庁本庁



地震及び津波に関する情報の発表の流れ



2-6 火山に関する情報

噴火警報、火口周辺警報、噴火予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市町村を明示して発表される。富山県では弥陀ヶ原が該当する火山である。なお、気象庁は、平成19年12月1日から火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分した噴火警戒レベルを導入した。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

弥陀ヶ原の他に県内には活火山とされる火山はなく、今後のレベル導入は未定である。

【弥陀ヶ原】

■概要

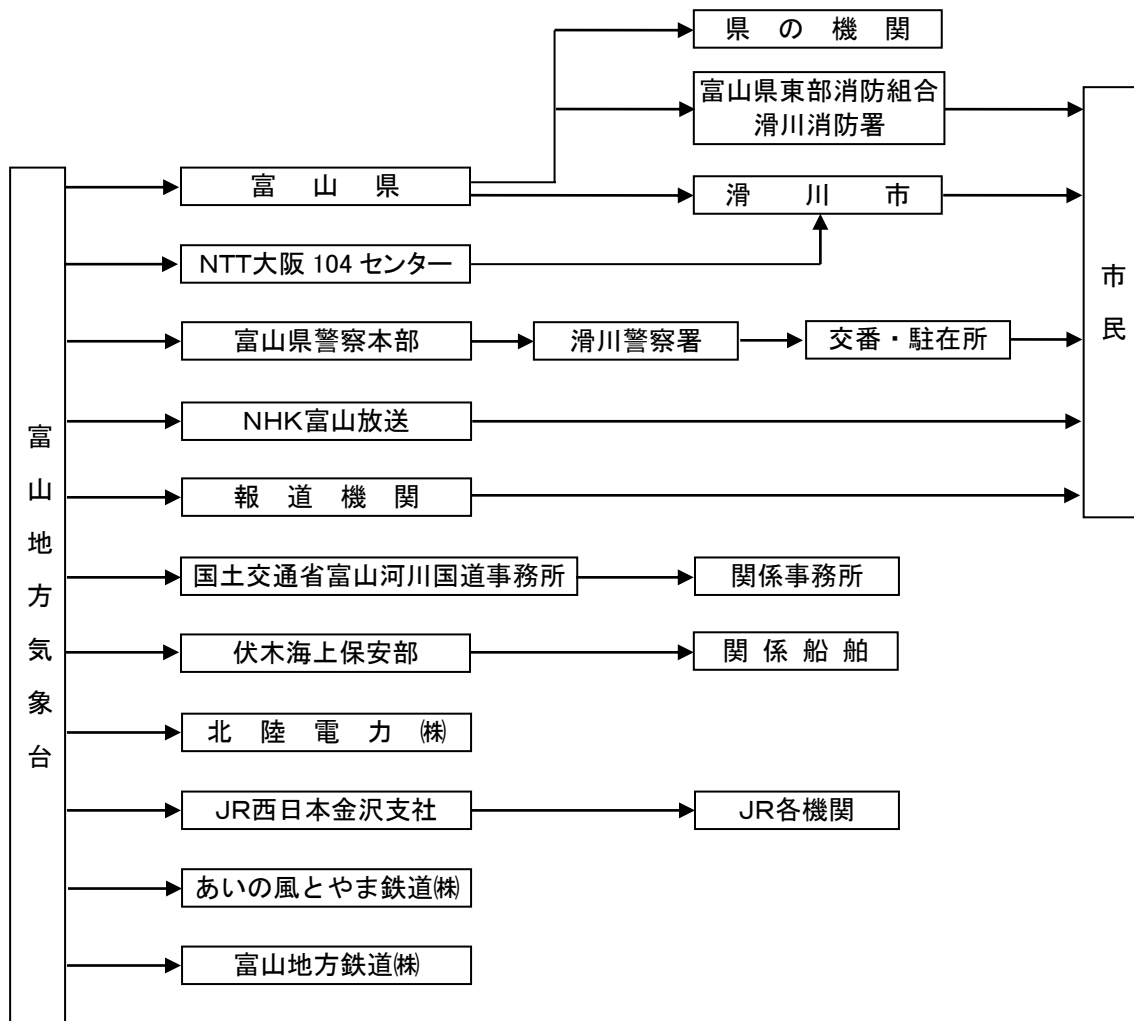
立山周辺の急峻な山地の低所をうめて成長した安山岩・デイサイトの成層火山である。火山の山頂部は陥没あるいは侵食で失われている。弥陀ヶ原・五色ヶ原は主に火砕流堆積物の台地。数万年前にマグマ噴火は終わったが、その後の水蒸気爆発によって弥陀ヶ原東部に多くの爆裂火口を生じ、現在は硫気孔活動が活発である。別名、立山火山とも呼ばれるが、立山自体は基盤の花崗岩である。

■最近1万年間の火山活動

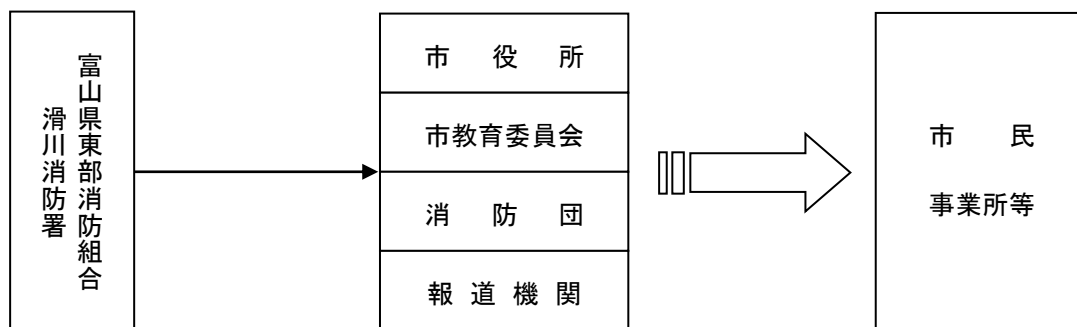
最近の4万年間は静穏期で、マグマに由来する生成物は生産されなかったが、地獄谷など爆裂火口群の水蒸気爆発と地獄谷の噴気孔・温泉活動が主な火山活動になっている。

3 情報・通信・広報に関する資料

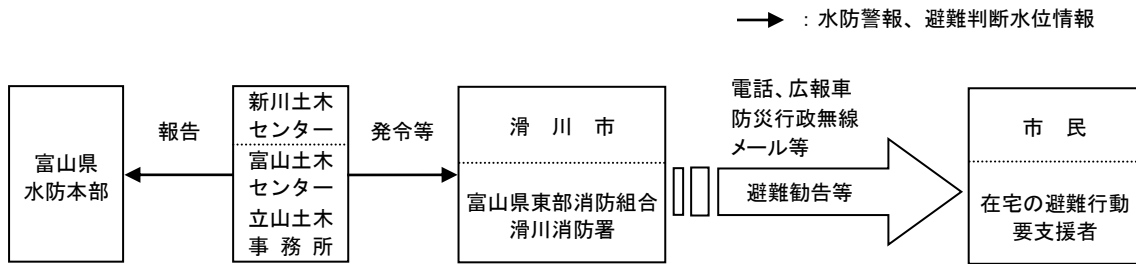
3-1 気象警報等の伝達系統



3-2 火災警報の伝達系統



3-3 水害に関する情報の伝達系統

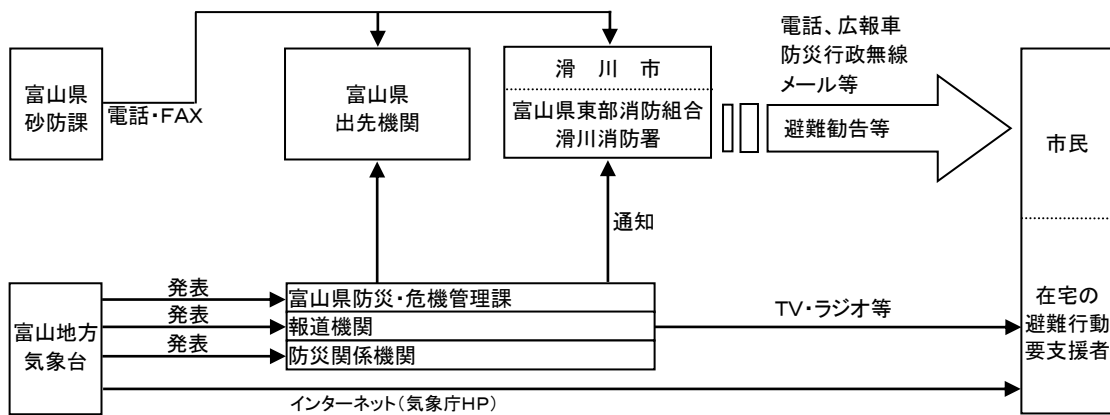


※水防法第15条第2項

(避難行動要支援者関連施設等)

市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。(資料5-2参照 避難行動要支援者施設への情報伝達)

3-4 土砂災害に関する情報の伝達系統



※土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条2項

(避難行動要支援者関係施設等)

市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。(資料5-2参照 避難行動要支援者への情報伝達)

3-5 防災行政無線設備設置状況

	No	局名	設置予定場所
親局		滑川市	滑川市役所
子局	1	吉浦	吉浦公民館地内
	2	笠木	笠木公民館地内
	3	荒俣	荒俣公民館地内
	4	坪川	坪川保育所地内
	5	高月	フットボールセンター富山地内
	6	菰原	菰原地内八幡社付近
	7	沖田新	沖田新下島公民館地内
	8	上小泉	一般県道富山滑川魚津線上小泉東交差点付近
	9	柳原	柳原公民館地内
	10	野町	旧野町公民館
	11	北野西	一般県道富山滑川魚津線北野西部交差点付近
	12	追分	追分会館地内
	13	大島	大島公民館地内
	14	大掛	大掛公民館付近
	15	北野	北野公民館地内
	16	中塚	北加積地区公民館地内
	17	宮窪	宮窪公民館地内
	18	上梅沢	上梅沢公民館付近
	19	有金	国道8号線路肩
	20	堀江	堀江公民館地内
	21	赤浜	中加積地区公民館地内
	22	小林	小林公民館地内
	23	栃山	栃山公民館地内
	24	大榎	大榎公民館地内
	25	栗山	栗山公民館地内
	26	上大浦	旧上大浦公民館地内
	27	大崎野	一般県道堀江魚津線路肩
	28	改養寺	改養寺公民館付近
	29	安田	安田公民館付近
	30	本江	山加積地区公民館地内
	31	東福寺開	大崎野用水路脇
	32	中野	中野神明社付近
	33	東福寺野	青雲閣グラウンド地内
	34	蓑輪	みのわテニス村地内
	35	加島町	第一分団詰所地内
	36	常盤町	第二分団詰所地内
	37	柴	第三分団詰所地内
	38	曲渕	浜加積分団詰所地内
	39	追分2	早月加積分団詰所地内
	40	大崎野2	東加積分団詰所地内
	41	上島	西加積分団詰所地内
	42	下大浦	下大浦小型詰所地内
	43	開	開小型詰所地内
	44	田林	富士神社付近

3-6 広報文例

1 同報系防災行政無線

地震	地震が発生したとき（震度4程度）	サイレン（5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
	地震が発生したとき（震度5弱以上）	サイレン（5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、大きな地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
	地震発生から2～3分経過後	サイレン（5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、震度〇の地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
津波	津波注意報が発表されたとき	サイレン（5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、津波注意報が発表されました。海岸付近から離れてください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
	津波注意報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの津波注意報は解除されました。 念のため、しばらく海岸に近づかないでください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
	津波（大津波）警報が発表されたとき	サイレン約5秒 こちらは、市役所です。 ただいま、津波（大津波）警報が発表されました。 海岸付近から離れ、直ちに高台に避難してください。 落ち着いて避難してください。 （繰り返す）
	津波（大津波）警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの津波（大津波）警報は解除されました。 念のため、しばらく海岸には近づかないでください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
気象	気象警報が発表されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 ただいま、〇〇警報が発表されました。 災害が発生するおそれがありますので、注意してください。（土砂災害・河川の増水に警戒してください。） （繰り返す）
	気象警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの〇〇警報は、解除されました。 （〇〇注意報に切り替わりました。） 引き続き、気象情報に注意してください。 （繰り返す）

火災	火災警報が発令されたとき	コールサイン こちらは、消防署です。 ただいま、火災警報が発令されました。 空気が大変乾燥していますので、火の元には十分注意してください。 (繰り返す)
	火災警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、消防署です。 先ほどの火災警報は、解除されました。 引き続き、火の元に注意してください。 (繰り返す)

2 その他の広報

河川 災害	警戒レベル 3	避難準備・高齢者 等避難開始を 発令したとき	こちらは、滑川市です。 〇〇川の水位が上昇したため、△△地区に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 **避難所を開設しましたので、お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。 それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと感じたら早めに避難してください。 (繰り返す)
	警戒レベル 4	避難勧告を発令 したとき	こちらは、滑川市です。 〇〇川の水位が上昇し、大変危険なため△△地区に警戒レベル4、避難勧告を発令しました。 落ち着いて速やかに**避難所に全員避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 (繰り返す)
		避難指示（緊急） を発令したとき	こちらは、滑川市です。 〇〇川の水位が上昇し、堤防を越えるおそれがあるため△△地区に警戒レベル4、避難指示（緊急）を発令しました。 未だ避難できていない方は、至急、**避難所に避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 (繰り返す)
	警戒レベル 5	災害発生情報を 発令したとき	こちらは、滑川市です。 〇〇川の堤防から水が溢れたため、△△地区に警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。 避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 (繰り返す)

土砂 災害	警戒レベル 3	避難準備・高齢者 等避難開始を発 令したとき	<p>こちらは、滑川市です。</p> <p>△△地区に土砂災害に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</p> <p>土砂災害の危険性が高まることが予想されます。</p> <p>お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、崖や斜面の状態に十分注意して、避難を開始してください。</p> <p>それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと感じたら早めに避難してください。</p> <p>(繰り返す)</p>
	警戒レベル 4	避難勧告を発令 したとき	<p>こちらは、滑川市です。</p> <p>△△地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。</p> <p>土砂災害の危険が高まっています。速やかに**避難所に全員避難を開始してください。</p> <p>避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。</p> <p>(繰り返す)</p>
		避難指示(緊急) を発令したとき	<p>こちらは、滑川市です。</p> <p>△△地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。</p> <p>土砂災害の危険性が極めて高まっています。未だ避難できていない方は、至急、**避難所に避難を開始してください。</p> <p>避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。</p> <p>(繰り返す)</p>
	警戒レベル 5	災害発生情報を 発令したとき	<p>こちらは、滑川市です。</p> <p>△△地区に土砂災害に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。</p> <p>△△地区で土砂災害の発生が確認されました。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。</p> <p>(繰り返す)</p>

4 避難等に関する資料

1. 市指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所

番号	地区	避難場所の名称	面積 (㎡)	最大収 容可能 人数	所在地	連絡先	指定避 難所と の重複	指定緊急避難場所					備考
								地震	津波	土砂 災害	高潮	洪水	
1	滑川東	寺家小学校	14,212	4,800	寺家町 98	475-0165	○	○	○	○	○	○ (2階以上)	洪水浸水深 0.5~3.0m
2		滑川市民会館 大ホール	1,236	450	寺家町 104	475-2111	○	○	○	○	○	—	家屋倒壊等 氾濫想定区域
3		滑川東地区公民館	788	200	吾妻町 426	476-0706	○	○	○	○	○	○	
4		地域交流センター 「青志会館」	876	200	清水町 13-9	475-2090	○	○	○	○	○	○ (2階以上)	洪水浸水深 0.5~3.0m
5		駅前中央公園	11,172	4,400	吾妻町	475-2111	—	○	○	○	○	○	
6	滑川東 北加積 浜加積	滑川市総合体育セン ター	7,663	3,000	柳原 238	475-8580	○	○	○	○	○	○	
7		サン・アビリティーズ滑川	2,131	800	柳原 1537-2	475-3342	○	○	○	○	○	○	
8	滑川東	滑川市立図書館	2,462	600	吾妻町 426	475-8001	○	○	○	○	○	○	
9		滑川市民交流プラザ (3階・4階部分)	2,376	770	吾妻町 426	476-5500	○	○	○	○	○	○	
10		同朋幼稚園	967	200	常盤町 630	475-0167	○	—	○	○	○	○	
11		同朋保育園	505	125	吾妻町 357-6	475-3310	○	○	○	○	○	○	
12	滑川西	滑川コミュニティ 防災センター	198	50	四間町 690-1	475-1531	○	○	○	○	○	○	
13		田中小学校	18,818	6,500	加島町 207	475-0166	○	○	○	○	○	○ (2階以上)	洪水浸水深 0.5~3.0m
14		滑川高等学校	42,133	14,500	加島町 45	475-0164	○	○	○	○	○	○ (2階以上)	洪水浸水深 0.5~3.0m
15		フットボール センター富山	22,553	7,800	高月町 129	476-0427	○	○	○ (2階以上)	○	○	—	津波浸水深 0~0.5m 洪水浸水深 3.0~5.0m
16		認定こども園 たかつき保育園	673	150	高月町 72	475-2930	○	○	○	○	○	—	洪水浸水深 0.5~3.0m
17		滑川市民健康 センター	660	150	田中新町 127	475-8011	○	○	○	○	○	○ (2階以上)	洪水浸水深 0.5~3.0m
18		働く婦人の家	618	150	田中新町 129	475-5780	○	○	○	○	○	○ (2階以上)	洪水浸水深 0.5~3.0m
19		西地区コミュニティ ホール(滑川西地区 公民館)	1,185	300	加島町 194	475-7854	○	○	○	○	○	—	洪水浸水深 0.5~3.0m
20	滑川西 西加積	希望幼稚園	722	150	上小泉 2005	475-0103	○	○	○	○	○	○	
21	浜加積	浜加積地区公民館	355	75	曲淵 333	475-5911	○	○	○	○	○	○	
22		坪川保育所	600	150	坪川 1180	475-8105	○	○	○	○	○	○	
23	浜加積 早加積	東部小学校	22,222	7,900	四ツ屋 134	475-0512	○	○	○	○	○	○	
24	早加積	早加積地区公民館	351	75	追分 3801	477-1955	○	○	○	○	○	○	
25		早加積認定こども 園グラウンド	2,147	840	追分 3801	477-1616	—	○	○	○	○	○	
26	浜加積	早月中学校	33,368	11,500	中野島 1260	475-0342	○	○	○	○	○	○	
27	北加積	市営ゲートボール場	4,377	1,700	中野島 2410	475-6667	—	○	○	○	○	○	

番号	地区	避難場所の名称	面積 (㎡)	最大収 容可能 人数	所在地	連絡先	指定避 難所と の重複	指定緊急避難場所					備考
								地震	津波	土砂 災害	高潮	洪水	
27	浜加積 北加積	市営ゲートボール場	4,377	1,700	中野島 2410	475-6667	-	○	○	○	○	○	
28	滑川東 北加積	スポーツ・健康の森 公園周辺用地	73,386	29,300	柳原	475-2111	-	○	○	○	○	○	
29	浜加積	ヘリポート	16,732	6,600	柳原	475-2111	-	○	○	○	○	○	
30	北加積 浜加積	北加積小学校	16,707	5,900	中塚 425	475-0595	○	○	○	○	○	○	
31	北加積	滑川市農村研修 センター	407	100	野町 363	475-8196	○	○	○	○	○	○	
32		北加積コミュニティ 防災センター（北加 積地区公民館）	333	75	中塚 432	475-6042	○	○	○	○	○	○	
33		幼保連携型きたかづみ 認定こども園	526	125	大島新 509-1	475-0272	○	○	○	○	○	○	
34		滑川市農村環境改善 センター	1,359	400	野町 1684-1	475-9933	○	○	○	○	○	○	
35	東加積	東加積小学校	9,566	3,300	大崎野 45	474-1649	○	○	○	○	○	○	
36		東加積コミュニティ センター（東加積地 区公民館）	353	75	大崎野 244	474-1921	○	○	○	○	○	○	
37		みのお健康休養施設 （みのお温泉）	1,975	450	蓑輪 28	474-1770	○	○	○	-	○	-	土砂災害 警戒区域 家屋倒壊等 氾濫想定区域
38	みのおテニス村	25,281	10,100	蓑輪	474-1948	-	○	○	-	○	-	土砂災害 警戒区域 家屋倒壊等 氾濫想定区域	
39	中加積	南部小学校	17,285	6,100	赤浜 727	475-0524	○	○	○	○	○	○	
40		中加積地区公民館	347	75	赤浜 573	475-2178	○	○	○	○	○	○	
41		中加積保育園	1,260	300	小林 69	475-3837	○	○	○	○	○	○	
42		童和保育園	448	100	堀江 1796	475-0516	○	○	○	○	○	-	家屋倒壊等 氾濫想定区域
43	中加積 西加積	滑川運動公園	30,320	12,100	有金・堀江	475-3354	-	○	○	○	○	-	家屋倒壊等 氾濫想定区域
44	西加積	西部小学校	21,458	7,200	上島 471	475-0498	○	○	○	○	○	○	
45		滑川中学校	26,658	8,900	下島 54	475-0151	○	○	○	○	○	○	
46		西加積地区公民館	361	75	下梅沢 31-1	475-0207	○	○	○	○	○	○	
47		社会福祉センター 「聴泉閣」	2,011	500	上小泉 412-2	475-7000	○	○	○	○	○	○	
48		認定こども園 上小泉保育園	1,165	275	上小泉 668	475-4575	○	○	○	○	○	○	
49		児童館	921	200	上小泉 800	475-3706	○	○	○	○	○	○	
50		行田公園グラウンド	5,400	2,100	上小泉	475-2111	-	○	○	○	○	-	洪水浸水深 0.5~3.0m
51	下梅沢テニスコート	7,684	3,000	下梅沢	475-2111	-	○	○	○	○	○		
52	山加積	山加積コミュニティ センター（山加積地 区公民館）	225	50	本江 308	474-1049	○	○	○	○	○	○	
53		青雲閣	1,666	400	東福寺野 41	474-1141	○	-	○	○	○	○	
54		東福寺野自然公園 グラウンド	5,200	2,000	東福寺野	474-1141	-	○	○	○	○	○	

- ※ 最大収容可能人数は、運動施設・ホールにあっては、面積の80%を1人当たりの必要面積2㎡、その他の施設にあっては、面積の50%を1人当たりの必要面積2㎡で割ったものである。
- ※ 学校については、グラウンド・体育館・校舎を含んだ面積を記載しているが、洪水の浸水域となっている学校については、洪水災害時の指定緊急避難場所はグラウンド以外とする。
- ※ フットボールセンター富山の津波災害時の指定緊急避難場所は、セミナーハウスの2階以上の高さとする。

2. 市指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

番号	地区	避難所の名称	面積 (㎡)	最大収容 可能人数	所在地	連絡先	備考
1	滑川東	寺家小学校	5,377	1,300	寺家町 98	475-0165	洪水浸水深 0.5~3.0m
2		滑川市民会館大ホール	1,236	450	寺家町 104	475-2111	家屋倒壊等氾濫想定区域
3		滑川東地区公民館	788	200	吾妻町 426	476-0706	
4		地域交流センター「青志会館」	876	200	清水町 13-9	475-2090	洪水浸水深 0.5~3.0m
5	滑川東 北加積 浜加積	滑川市総合体育センター	7,663	3,000	柳原 238	475-8580	
6		サン・アビリティーズ滑川	2,131	800	柳原 1537-2	475-3342	
7	滑川東	滑川市立図書館	2,462	600	吾妻町 426	475-8001	
8		滑川市民交流プラザ (3階・4階部分)	2,376	770	吾妻町 426	476-5500	
9		同朋幼稚園	967	200	常盤町 630	475-0167	
10		同朋保育園	505	125	吾妻町 357-6	475-3310	
11	滑川西	滑川コミュニティ防災センター	198	50	四間町 690-1	475-1531	
12		田中小学校	5,818	1,400	加島町 207	475-0166	洪水浸水深 0.5~3.0m
13		滑川高等学校	15,279	3,800	加島町 45	475-0164	洪水浸水深 0.5~3.0m
14		フットボールセンター富山	7,394	1,800	高月町 129	476-0427	津波浸水深 0~0.5m 洪水浸水深 3.0~5.0m
15		認定こども園たかつき保育園	673	150	高月町 72	475-2930	洪水浸水深 0.5~3.0m
16		滑川市民健康センター	660	150	田中新町 127	475-8011	洪水浸水深 0.5~3.0m
17		働く婦人の家	618	150	田中新町 129	475-5780	洪水浸水深 0.5~3.0m
18		西地区コミュニティホール (滑川西地区公民館)	1,185	300	加島町 194	475-7854	洪水浸水深 0.5~3.0m
19	滑川西 西加積	希望幼稚園	722	150	上小泉 2005	475-0103	
20	浜加積	浜加積地区公民館	355	75	曲淵 333	475-5911	
21		坪川保育所	600	150	坪川 1180	475-8105	
22	浜加積 早加積	東部小学校	6,302	1,500	四ツ屋 134	475-0512	
23	早加積	早月加積地区公民館	351	75	追分 3801	477-1955	
24	浜加積	早月中学校	11,974	2,900	中野島 1260	475-0342	
25	北加積	北加積小学校	4,837	1,200	中塚 425	475-0595	
26	北加積	滑川市農村研修センター	407	100	野町 363	475-8196	
27		北加積コミュニティ防災センター (北加積地区公民館)	333	75	中塚 432	475-6042	
28		幼保連携型きたかつみ認定こども園	526	125	大島新 509-1	475-0272	
29		滑川市農村環境改善センター	1,359	400	野町 1684-1	475-9933	
30	東加積	東加積小学校	3,194	750	大崎野 45	474-1649	
31		東加積コミュニティセンター (東加積地区公民館)	353	75	大崎野 244	474-1921	
32		みのわ健康休養施設 (みのわ温泉)	1,975	450	蓑輪 28	474-1770	土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
33	中加積	南部小学校	5,363	1,300	赤浜 727	475-0524	
34		中加積地区公民館	347	75	赤浜 573	475-2178	
35		中加積保育園	1,260	300	小林 69	475-3837	
36		童和保育園	448	100	堀江 1796	475-0516	家屋倒壊等氾濫想定区域
37	西加積	西部小学校	8,674	2,100	上島 471	475-0498	
38		滑川中学校	11,726	2,900	下島 54	475-0151	
39		西加積地区公民館	361	75	下梅沢 31-1	475-0207	
40		社会福祉センター「聴泉閣」	2,011	500	上小泉 412-2	475-7000	
41		認定こども園上小泉保育園	1,165	275	上小泉 668	475-4575	
42		児童館	921	200	上小泉 800	475-3706	
43	山加積	山加積コミュニティセンター (山加積地区公民館)	225	50	本江 308	474-1049	
44		青雲閣	1,666	400	東福寺野 41	474-1141	

- ※ 最大収容可能人数は、運動施設・ホールにあつては、面積の80%を1人当たりの必要面積2㎡、その他の施設にあつては、面積の50%を1人当たりの必要面積2㎡で割ったものである。
- ※ 新型インフルエンザ等感染症が蔓延している際の最大収容可能人数は、上表にかかわらず、前段中「必要面積2㎡」とあるのは「必要面積4㎡」と読み替えて計算するものとする。

3. 市福祉避難所

要配慮者（避難行動要支援者）の障害の程度や心身の健康状態等を考慮し、一般の避難所生活が困難と判断した場合に、必要性の高い者から優先的に移送する二次的避難所

番号	避難所の名称	最大収容可能人数	所在地	連絡先	備考
1	清寿荘	50	赤浜 573-1	475-3600	
2	カモメ荘	80	吉浦 13	476-5666	
3	なごみ苑	15	野町 1686	475-8888	
4	富山医療福祉専門学校	60	柳原字大門 149-9	476-0001	

5

要配慮者（避難行動要支援者）利用施設に関する資料

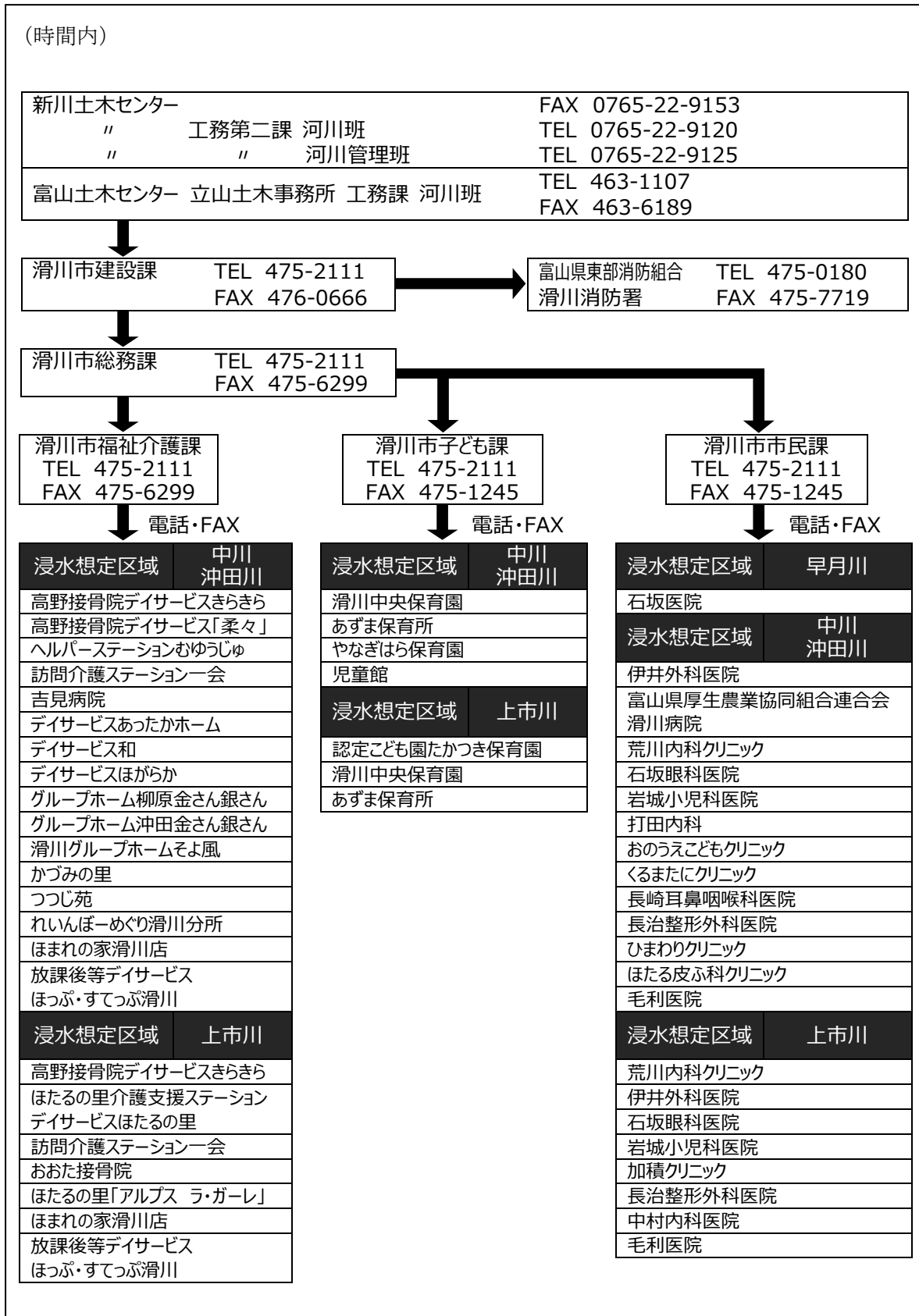
5-1 要配慮者（避難行動要支援者）利用施設（災害の危険がある施設）

施設	所在地	電話番号	危険要因				土砂災害 危険箇所 等
			浸水				
			河川名			津波	
			早月川	中川 沖田川	上市川		
伊井外科医院	加島町 203	475-1160		○	○		
石坂医院	嘉大窪 737	477-1818	○				
認定こども園たつき保育園	高月町 72	475-2930			○		
高野接骨院デイサービスきらきら	魚躬 202-1	475-5889		○	○		
和光保育園	本江 308-5	474-1258					○
滑川中央保育園	領家町 540-2	475-7181		○	○	○	
高野接骨院デイサービス「柔々」	常盤町 667	474-7608		○		○	
ほたるの里介護支援ステーション デイサービスほたるの里	下梅沢 424	476-2166			○		
ヘルパーステーションむゆうじゅ	上小泉 278-1	476-0114		○			
訪問介護ステーション一會	田中町 154	411-9706		○	○		
吉見病院	清水町 3-25	475-0861		○			
デイサービスあつたかホーム	中川原 134	471-5608		○			
デイサービス和	沖田新 85	475-1684		○			
おおた接骨院	菰原 199-1	476-5267			○		
デイサービスほがらか	下島 143-3	471-5657		○			
ほたるの里「アルプス ラ・ガール」	下梅沢 402-1	482-4123			○		
グループホーム柳原金さん銀さん	柳原 33-1	476-6411		○			
グループホーム沖田金さん銀さん	沖田新 41	476-5367		○			
滑川グループホームそよ風	上小泉 1491-5	475-3615		○			
かづみの里	上小泉 36-8	476-6543		○			
つつじ苑	上小泉 412-2	475-9261		○			
れいんぼーめぐり滑川分所	上小泉 1138-1	471-7291		○			
ほまれの家滑川店	常盤町 17-1	464-6881		○	○	○	
放課後等デイサービス ほっぷ・すてっぷ滑川	田中新町 97 サンビル	475-6876		○	○		
あずま保育所	四間町 616	475-0877		○	○		
やなぎはら保育園	柳原 6-3	475-0700		○			
児童館	上小泉 800	475-3706		○			
富山県厚生農業協同組合連合会 滑川病院	常盤町 119	475-1000		○			
荒川内科クリニック	下小泉 1-1	475-0001		○	○		
石坂眼科医院	四間町 647	475-0387		○	○		
岩城小児科医院	下小泉町 342	475-0132		○	○		
打田内科	辰野 1362-15	476-0050		○			
おのうえこどもクリニック	柳原 26-8	475-6677		○			
加積クリニック	堀江 182-1	476-0558			○		
くるまたにクリニック	上小泉 395	476-5122		○			
長崎耳鼻咽喉科医院	上小泉 278-1	475-2020		○			
長治整形外科医院	加島町 236-1	475-7170		○	○		
中村内科医院	中川原 188-1	476-6222			○		
ひまわりクリニック	上小泉 1691	475-4131		○			
ほたる皮膚科クリニック	下島 3-1	476-1299		○			
毛利医院	四間町 527	475-0054		○	○		

※連絡担当課が電話・FAXにより、施設へ情報伝達をする。

5-2 要配慮者（避難行動要支援者）利用施設への情報伝達

■河川の水位情報（避難判断水位情報等）の伝達経路図



(時間外)

新川土木センター	FAX 0765-22-9153
" 工務第二課 河川班	TEL 0765-22-9120
" " 河川管理班	TEL 0765-22-9125
富山土木センター 立山土木事務所 工務課 河川班	TEL 463-1107
	FAX 463-6189

滑川市建設課	TEL 475-2111	富山県東部消防組合	TEL 475-0180
	FAX 476-0666	滑川消防署	FAX 475-7719

滑川市総務課 課長宅又は課長補佐宅

滑川市福祉介護課 課長宅又は 課長補佐宅

滑川市子ども課 課長宅又は 課長補佐宅

滑川市市民課 課長宅又は 課長補佐宅

電話・FAX

浸水想定区域	中川 沖田川
高野接骨院デイサービスきらきら	
高野接骨院デイサービス「柔々」	
ヘルパーステーションむゆうじゅ	
訪問介護ステーション一会	
吉見病院	
デイサービスあつたかホーム	
デイサービス和	
デイサービスほがらか	
グループホーム柳原金さん銀さん	
グループホーム沖田金さん銀さん	
滑川グループホームそよ風	
かづみの里	
つつじ苑	
れいんぼーめぐり滑川分所	
ほまれの家滑川店	
放課後等デイサービス	
ほっぷ・すてっぷ滑川	

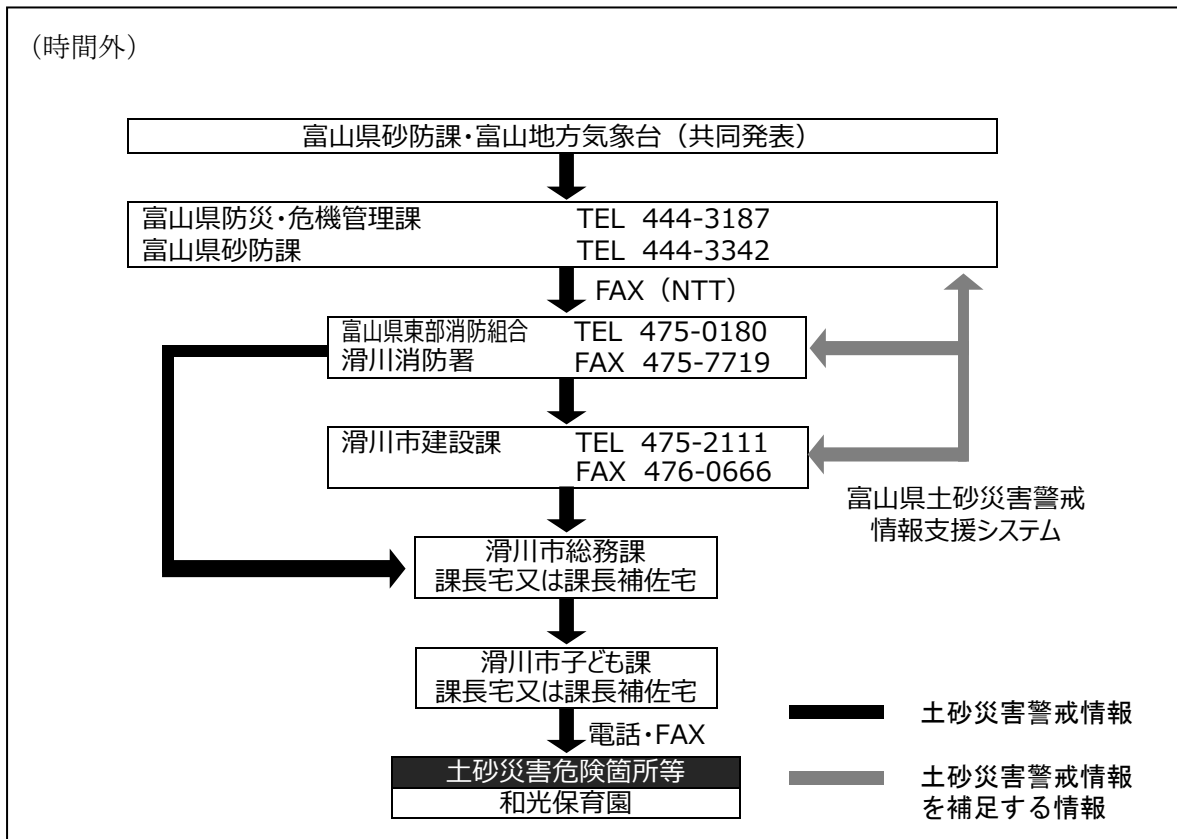
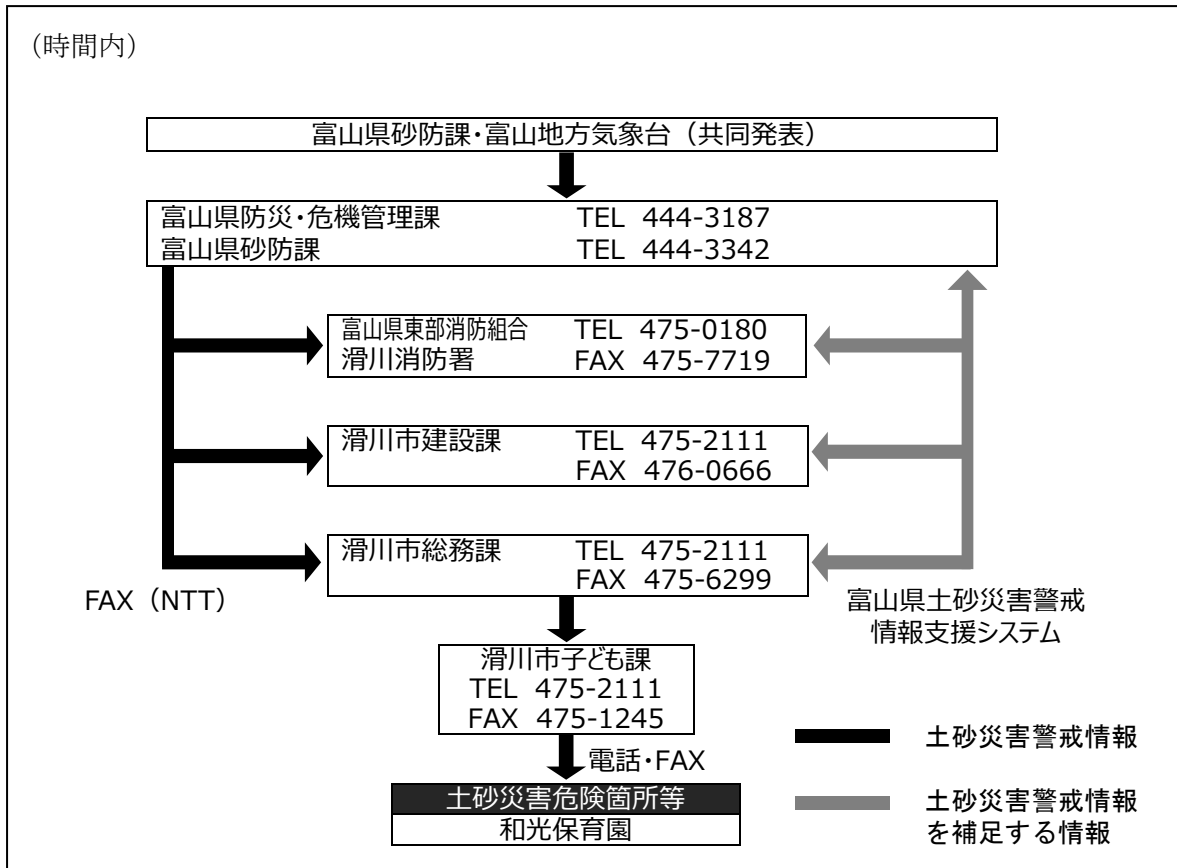
電話・FAX

浸水想定区域	中川 沖田川
滑川中央保育園	
あずま保育所	
やなぎはら保育園	
児童館	
浸水想定区域	上市川
認定こども園たかつき保育園	
滑川中央保育園	
あずま保育所	

電話・FAX

浸水想定区域	早月川
石坂医院	
浸水想定区域	中川 沖田川
伊井外科医院	
富山県厚生農業協同組合連合会 滑川病院	
荒川内科クリニック	
石坂眼科医院	
岩城小児科医院	
打田内科	
おのうえこどもクリニック	
くるまたにクリニック	
長崎耳鼻咽喉科医院	
長治整形外科医院	
ひまわりクリニック	
ほたる皮ふ科クリニック	
毛利医院	
浸水想定区域	上市川
荒川内科クリニック	
伊井外科医院	
石坂眼科医院	
岩城小児科医院	
加積クリニック	
長治整形外科医院	
中村内科医院	
毛利医院	

■土砂災害情報（土砂災害警戒情報等）の伝達経路図



6 消防・医療救護に関する資料

6-1 滑川市消防団組織表

名 称	担 当 区 域
滑川市消防団本部	市内全域
第 1 分 団	田中町、田中新町、浜町、雪島区、河端町、加島町1区、加島町2区、加島町3区、領家町、高月西部、高月東部、緑町、瀬横町、下島町、高月南台、幸町、神家町、魚躬の一部
第 2 分 団	常盤町1区、常盤町2区、常盤町3区、常盤町4区、吾妻町、北町、三穂町、神明町、今町、武平太町、四間町、中町1区、中町2区、荒町、大河区、寺家町、晒屋、下小泉1区、清水町1区、吾妻団地、公園通り、中川原、辰野の一部、坪川新の一部、駅前団地、辰野北、泉ヶ丘、清水町2区、アイリスタウン
第 3 分 団	堀江、常光寺、安田、柴、高柳、小林、赤浜、寺町、森尻新、天望町、赤浜栄町、美しヶ丘、本江、小森、田林、東福寺、東福寺野
浜 加 積 分 団	坪川、高塚、曲渕、荒俣、二ツ破、藤栄、浜四ツ屋、中野島、北野、荒俣新町、高塚新町、高塚寿町、高塚曙町、荒俣西町、北野新町、有磯、中川原の一部、辰野、坪川新、辰野新町
早 月 加 積 分 団	四ツ屋、笠木、吉浦、三ヶ、大掛、大窪、大島、中村、栗山、追分
北 加 積 分 団	柳原1区、柳原2区、野町、栃山、金屋、二塚、四屋新、杉本、法花時、中新、中塚、稲泉、稲泉新、宮窪、宮窪新、七口、横道、大榎、大島新、柳原新町
東 加 積 分 団	大崎野、下大浦、上大浦、道寺、野尻、大日、室山、千鳥、中野、下野、東福寺開、開、改養寺、東金屋、森野新、蓑輪
西 加 積 分 団	上小泉、上梅沢、下梅沢、上島、沖田新下島、有金、菰原、江尻、魚躬、上小泉団地、宮窪台、有金新町、有金東台、デザイン上梅沢、下梅沢元気タウン、下梅沢新町

6-2 主要医療機関一覧表

1 公的病院

病院名	所在地	電話番号	開設者名
(富山医療圏)			
富山県立中央病院	富山市西長江2-2-78	076(424)1531	富山県
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町2-1	076(422)1112	富山市
富山大学附属病院	富山市杉谷2630	076(434)2281	国立大学法人 富山大学
富山通信病院	富山市鹿島町2-2-29	076(421)7801	日本郵政 株式会社
富山赤十字病院	富山市牛島本町2-1-58	076(433)2222	日本赤十字社
富山県済生会富山病院	富山市楠木33-1	076(437)1111	済生会
富山県高志 リハビリテーション病院	富山市下飯野36	076(438)2233	富山県
富山県立高志学園	富山市下飯野51-1	076(438)5678	富山県
国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町3145	076(469)2135	独立行政法人 国立病院機構
富山県厚生農業協同組合 連合会滑川病院	滑川市常磐町119	076(475)1000	富山県厚生農業 協同組合連合会
かみいち総合病院	上市町法音寺51	076(472)1212	上市町

2 民間病院

救急指定	病院名	所在地	電話番号
	(富山医療圏)		
○	不二越病院	富山市東石金町11-65	076(424)2881
	政岡内科病院	富山市下新町7-16	076(432)1131
	呉羽神経サナトリウム	富山市高木2408	076(436)6363
	藤の木病院	富山市開261	076(424)0101
	成和病院	富山市針原中町336	976(451)7001
	常願寺病院	富山市水橋肘崎438	076(478)1191
	医療法人財団博仁会横田病院	富山市中野新町1-1-11	076(425)2800
	誠友病院	富山市上千俵町103	076(429)6677
	清幸会島田病院	富山市下新北町6-25	076(431)6800
	南富山神経サナトリウム中川病院	富山市大町14	076(425)1780

	佐々木病院	富山市大町1	076(425)2111
救急指定	病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
	医療法人社団和敬会 谷野呉山病院	富山市北代5200	076(436)5800
○	医療法人西能病院	富山市五福1130	076(441)2481
○	室谷病院	富山市東岩瀬町275	076(437)9336
	野村病院	富山市水橋辻ケ堂446-1	076(478)0418
	浜黒崎野村病院	富山市針日269	076(437)6848
○	桜井病院	富山市堀30	076(425)2070
	医療法人社団開愾会奥田病院	富山市下新本町3-5	076(432)0505
	流杉病院	富山市流杉120	076(424)2211
○	富山医療生活共同組合 富山協立病院	富山市豊田町1-1-8	076(433)1077
	富山法人社団城南会 富山城南温泉第二病院	富山市太郎丸西町1-13-6	076(421)6300
	岡田産婦人科病院	富山市古鍛冶町5-34	076(422)2212
○	佐伯外科病院	富山市中川原43-1	076(425)5170
	医療法人社団城南会 富山城南温泉病院	富山市太郎丸西町1-13-6	076(491)3366
	三輪病院	富山市小中291	076(429)3817
	温泉リハビリテーション いま泉病院	富山市今泉220	076(425)1166
○	北川内科クリニック	富山市宝町2-3-2	076(433)1881
	医療法人北聖病院	富山市下富居2-13-83	076(441)5910
	栗山病院	富山市開発133	076(429)0203
○	脳神経外科塚本病院	富山市住吉町1-5	076(422)2050
○	杉野脳神経外科病院	富山市千石町6-3-7	076(423)7722
	長谷川病院	富山市星井町2-7-40	076(422)3040
	おおやま病院	富山市花崎85	076(483)3311
	萩野病院	富山市婦中町萩島315-1	076(465)2131
	有沢橋病院	富山市婦中町羽根新5	076(425)0631
	友愛温泉病院	富山市婦中町新町2131	076(469)5421
○	医療法人八尾総合病院	富山市八尾町福島7-42	076(454)5000
	山田温泉病院	富山市山田湯7-42	076(457)2323
	重症心身障害児童施設あゆみの郷	富山市稲代1023	076(467)4477

7 衛生等に関する資料

7-1 一般廃棄物の処理施設

1 ごみの中間処理施設

	焼却施設	破砕施設
名称	富山地区広域圏クリーンセンター	富山地区広域圏リサイクルセンター
所在地	立山町末三賀103-3	富山市辰尾170-1
処理種類	可燃ごみ	不燃ごみ、空きびん、空き缶
処理能力	810t/24h	110.6t/5h

2 し尿・浄化槽汚泥の処理施設

名称	所在地	処理対象物	処理能力
富山地区広域圏衛生センター	上市町稗田1番地	生し尿、浄化槽汚泥	110k1/日

3 一般廃棄物処理施設

名称	所在地	処理施設
株式会社 公生社	滑川市栗山3596	紙くず、木くず
株式会社 金山産業	滑川市笠木74-1	木くず

4 ごみの最終処分場

名称	山本一般廃棄物（不燃物）最終処理場
所在地	富山市山本字水木谷19
埋立容量	555,000m ³
埋立完了見込年月	平成30年3月

7-2 火葬場

名称	所在地	連絡先
滑川市火葬場	滑川市下島639	076-475-0556

8 輸送に関する資料

8-1 緊急通行確保路線一覧表

1次緊急通行確保路線

路線番号 ・ 路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
北陸自動車道	市内区間全域	6.60	4	中日本高速道路株式会社
一般国道8号	市内区間全域	7.20	4 (2)	国土交通省
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	金 屋 → 稲泉	2.26	4	富 山 県
計 3 路線		16.06		

2次緊急通行確保路線

路線番号 ・ 路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
1 主要地方道 富山魚津線	坪 川 → 早月川 橋詰め	4.05	2	富 山 県
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	稲 泉 → 上小泉	0.46	4	富 山 県
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	上小泉 → 上小泉	0.52	2	富 山 県
61 主要地方道 滑川上市線	加島町 → 下梅沢	1.03	2	富 山 県
135 一般県道 富山滑川魚津線	江 尻 → 上小泉	2.24	2	富 山 県
135 一般県道 富山滑川魚津線	上小泉 → 中村 早月川 大島 橋詰め	4.58	2	富 山 県
151 一般県道 辻滑川線	加島町 → 加島町	0.35	2	富 山 県
320 一般県道 古鹿熊滑川線	柳 原 → 坪 川	1.26	2	富 山 県
市道 滑川中央線	上小泉 → 吾妻町	1.40	4	滑 川 市
市道 滑川富山線	中川原 → 加島町	2.32	2	滑 川 市
計 10 路線		18.21		

3次緊急通行確保路線

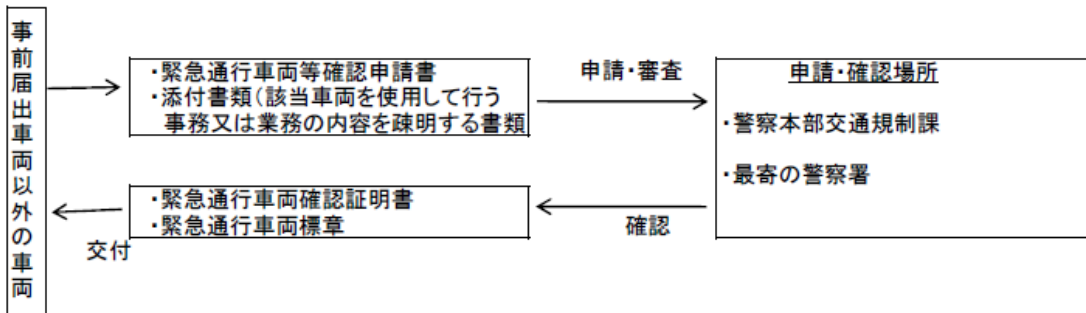
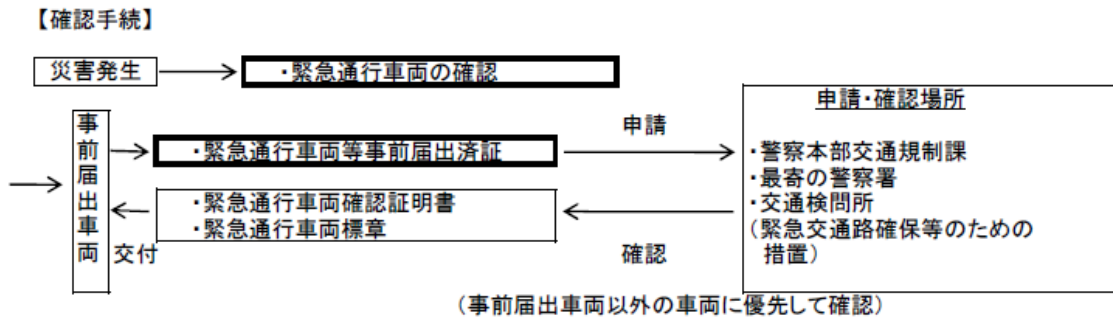
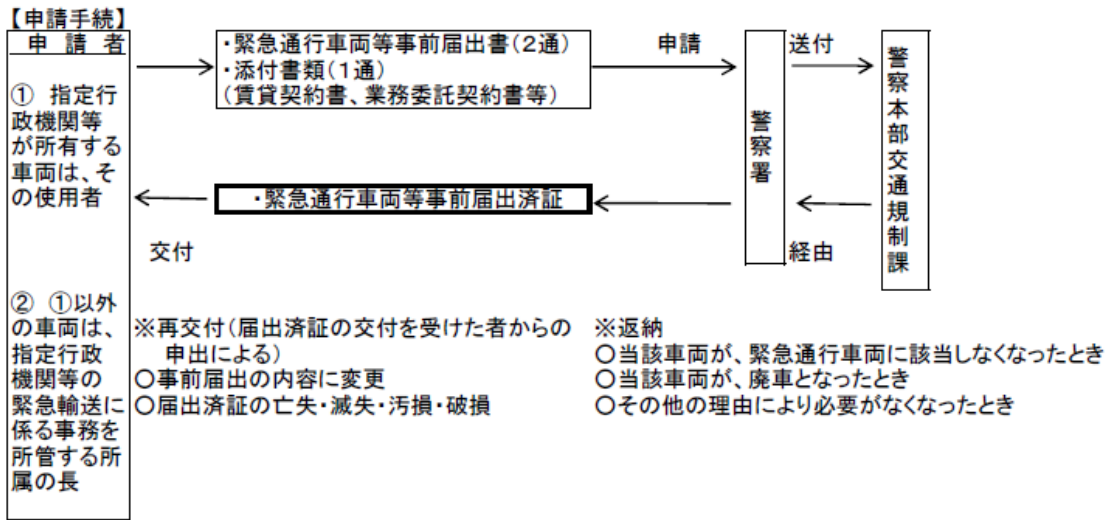
路線番号・路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
3 主要地方道 富山立山魚津線	三ヶ → 寺町	8.21	2	富山県
51 主要地方道 菱輪滑川インター線	改養寺 → 金屋	0.41	4	富山県
137 一般県道 堀江魚津線	栗山 → 早月川 橋詰め	0.91	2	富山県
スーパー農道 富山中部スーパー農道	本江 → 栗山	4.95	2	滑川市
市道 滑川富山線	加島町 → 魚躬	1.72	2	滑川市
計 5路線		16.20		

8-2 緊急通行車両の事前届出制度

1 緊急通行車両事前届出制度の概要

目 的	災害発生時には、災害対策基本法（以下「災対法」という。）に定める緊急通行車両の確認のための事務処理ができない事態が予測されることから、あらかじめ緊急通行車両として使用される車両の需要数を事前に把握し、確認事務の省力化・効率化を図り、迅速な災害応急対策に資するもの。
事前届出 対象車両	<p>災害発生時に災害応急対策を実施するために使用される予定のある車両で</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定行政機関等が保有する車両 2 指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両 3 災害発生時に他の機関・団体等から調達する車両 <p>【指定行政機関等とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定行政機関 ・ 指定地方行政機関 ・ 地方公共団体その他の執行機関 ・ 指定公共機関 ・ 指定地方公共機関
災害応急 対 策	<p>【災対法第50条第1項】</p> <p>ア 警報の発令及び伝達</p>

2 緊急通行車両事前届出・確認手続要領



8-3 災害派遣等従事者車両証明書（高速道路通行料金免除）

<p>道路整備特別措置法（昭和31年3月14日法律第7号）</p> <p>（料金徴収の対象等）</p> <p>第24条 料金は、自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第2条第3項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、または利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。</p> <p>道路整備特別措置法施行令</p> <p>（料金を徴収しない車両）</p> <p>第11条 法第24条第1項ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適當であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。</p>

10cm

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
使用目的	
通行年月日	
道路名及び区分	
乗車責任者 職氏名	
登録番号	
<p>この車両は、災害派遣等従事業務車両であることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>発行者職氏名 滑川市長 ⑩</p>	

14cm

※発行番号は一連番号をいいます。

8-4 場外離着陸場

1 場外離着場

整理番号	離着陸場名称	所在地 (住所)	緯度・経度	緊急連絡先
滑川-1	滑川	滑川市有金地内 滑川運動公園	N 36° 44' 04" E 137° 20' 50"	滑川市役所 TEL 076-475-2111
滑川-2	スポーツ・健康の森公園	滑川市柳原地内	N 36° 45' 57" E 137° 21' 36"	滑川市役所 TEL 076-475-2111

2 中山間地の緊急時臨時着陸場所

整理番号	離着陸場名称	所在地 (住所)	緯度・経度
6-1	みのわテニス村	滑川市藁輪地内	N 36° 43' 26" E 137° 26' 29"
6-2	東福寺野自然公園 グラウンド	滑川市東福寺野地 内	N 36° 43' 22" E 137° 25' 08"

3 自衛隊幕営地（予定）

名称	所在地 (住所)	連絡先
スポーツ・健康の森公園周辺用地	滑川市柳原地内	滑川市役所 TEL 076-475-2111

9 河川・土砂災害に関する資料

9-1 避難勧告等（洪水害）

1 水防警報河川（水位周知河川）及びその区域

早月川	左岸 滑川市蓑輪 (豊隆橋) から 海まで 右岸 魚津市鉢	富山県知事指定
中 川	滑川市上小泉（新行田橋）から 海まで	富山県知事指定
沖田川	滑川市沖田新（市道下梅沢上小泉線橋）から 中川合流点まで	富山県知事指定
上市川	中新川郡上市町釈泉寺（上市川発電所）から 海まで	富山県知事指定

2 水防警報及び避難判断水位情報の発報担当者・受報担当者

河川名	観測所名	量水標管理者発報者	受報者	受報水防管理団体
早月川	栗山（月形橋）	新川土木センター所長	建設課長	滑川市
中 川	上小泉（新行田橋）	〃	〃	〃
沖田川	下島（沖田川）	〃	〃	〃
上市川	堀江（交観橋）	富山土木センター 立山土木事務所長	〃	〃

3 避難勧告等の基準

避難勧告等は、以後の気象予測やパトロール等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。発令の基準は、下表を参考とする。

河川名	危険度 レベル	二級河川	
		上市川・沖田川・中川・早月川	左記以外の中小河川、内水等
避難準備・ 高齢者等 避難開始	1	①大雨洪水警報が発表されたとき ②各河川の指定する水位観測所の水位がはん濫注意水位に達し、さらに同観測所の水位が上昇しているとき	大雨洪水警報が発表され、河川の増水又は降雨状況・予測により浸水の危険が高いと判断される時
避難勧告	2	①各河川の指定する水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認	大雨洪水警報が発表され、河川管理施設等の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認
避難指示 (緊急)	3	①堤防の決壊・水があふれる・浸水を確認したとき ②各河川の指定する水位観測所の水位がはん濫危険水位に達しさらに同観測所の水位が上昇しているとき ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認	大雨洪水警報が発表され、河川管理施設等の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

4 避難判断水位等

河川名	観測所	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位	はん濫時の到達時間
上市川	交観橋	2.70m	3.40m	4.40m	上市川沿い中加積南部地区 30分未満 (人家付近は1時間以上)
沖田川	沖田川	0.70m	0.70m	1.00m	沖田川沿い滑川西地区・西加積 30分未満
中川	新行田橋	0.70m	0.70m	0.90m	中川沿い滑川東地区 30分未満
早月川	月形橋	2.50m	3.90m	4.90m	早月川沿い早月加積地区 30分未満 浜加積地区 1時間以上

5 重要水防箇所

(1) 河川

番号	水系名	河川名	重要水防箇所						予想される危険	水防工法	担当水防管理団体名	関係機関
			位置		左右	m 延長	重要度	現況				
			郡市	字								
1	早月川	早月川	滑川市	蓑輪	左岸	60	A	水衝・洗掘	堤欠	木流立籠	滑川市	新川土木センター
2 3	中川	中川	〃	神家町	左岸 右岸	各 300	A	堤防高	越水	土のう積	〃	〃
4 5	〃	沖田川	〃	田中町 小泉町	左岸 右岸	各 2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃

※ 堤防高「A」：計画高水位（量）又は既往最高水位（量）に対し、堤防高又は断面不足のため、最も危険な箇所。

水衝・洗掘「A」：水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており最も危険な箇所。

：橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しており最も危険な箇所。

：波浪による護岸の決壊等の恐れがあり最も危険な箇所。

(2) 海岸

番号	海岸名	重要水防箇所					予想される危険	水防工法	担当水防管理団体名	関係機関
		位置		m延長	重要度	現況				
		郡市	字							
1	滑川漁港海岸	滑川市	高塚	473	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	滑川市	新川土木センター
2	〃	〃	常盤町	840	A	コンクリート消波堤	〃	〃	〃	〃
3	滑川高月海岸	〃	高月町	300	A	〃	〃	〃	〃	〃

※ 「A」：波浪により堤防、護岸を越波し背後地に重要な被害を与えると予想される箇所。又は根固め消波工などが沈下散乱し最も危険な箇所。

9-2 避難勧告等（土砂災害）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）が発生する危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主判断等にも利用することを目的に富山県と富山地方気象台が共同で発表するものである。

発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する1kmメッシュによる予測資料に基づいて気象庁で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、市町村単位で発表される。

注意点

- ※1 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものでなく、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。
- ※2 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊としている。技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としていない。

2 避難勧告等の基準

避難勧告等は、以後の気象予測やパトロール等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。発令の基準は、下表を参考とする。

避難準備・ 高齢者等 避難開始	危険度 レベル 1	①大雨警報（土砂災害）が発表され、富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図において、「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（警戒が必要）」に達したとき ②土砂災害危険個所の巡視により、前兆現象が発見されたとき（湧水、小石が斜面からぱらぱら落ちだす等）
避難勧告	危険度 レベル 2	①土砂災害警戒情報が発表され、富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図において、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（非常に危険）」に達したとき ②土砂災害危険個所の巡視により、前兆現象が発見されたとき（斜面の亀裂・斜面のはらみ・擁壁・道路等にクラック発生）

<p style="text-align: center;">避難指示 (緊急)</p>	<p style="text-align: center;">危険度 レベル 3</p>	<p>①土砂災害警戒情報が発表され、富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図において、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（極めて危険）」に達したとき</p> <p>②近隣で土砂災害が発生</p> <p>③近隣で土砂移動現象、前兆現象が発見されたとき（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）</p>
--	--	--

10 危険区域等に関する資料

10-1 災害危険箇所総括表

滑川市	急傾斜地崩壊危険箇所			左記以外の 建築基準法 による災害 危険区域	地すべり危険箇所							
	指 定	未指定	計		国土交通省		林野庁分 (地区数)		農林水産省 農林振興局分		計	
					指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定
	5	32	37		1	2	4(4)	2		3	5	7
	砂防 指定地	土石流 危険渓流	崩壊土砂 流出 危険地区	山腹崩壊 危険地区	老朽 ため池	重要水防箇所		なだれ危険箇所				
	17(2)	11	4	7		河川	海岸	国土交通省分	林野庁分			
						5	1	8				

10-2 急傾斜地崩壊危険箇所（I）

番号	箇所名	位 置		延長 m	面積 ha	保 全 対 策				急傾斜地崩 壊危険区域 の指定 年月日	
		大字	小字			人家戸数 戸	公共的建物		公共施設		
							種類	数	種類		数
286	蓑輪	蓑輪	蓑輪	600	2.40	16	公民館	1	県道	750	S48.2.28
293	東福寺(1)	東福寺	東福寺	200	0.72	12	公民館	1			
294	大浦(1)	大浦	大浦	470	3.36	9	発電電所	1	県道	300	H17.11.28
296	大浦(2)	大浦	大浦	300	1.25	13			県道	280	H14.3.25
301	大崎野	大崎野		100	0.09	1	福祉施設	1	県道	90	
305	東福寺(2)	東福寺	東福寺	270	0.97	5			水路	250	
307	小森(1)	小森	小森	230	0.69	14			私道	70	S47.11.24
308	小森(2)	小森	小森	220	0.38	6					
315	本江(1)	本江	本江	130	0.31	7			県道	120	H10.2.16
316	本江(2)	本江	本江	1200	5.14	51	警察署 保育園 公民館	1 1 1	県道	1200	S47.11.24

資料：富山県砂防課

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

番号	箇所名	位置		延長 m	面積 ha	保全対策				急傾斜地崩壊危険区域の指定 年月日	
		大字	小字			人家戸数 戸	公共的建物		公共施設		
							種類	数	種類		数
287	東福寺(1)	東福寺		100	0.12	2					
288	大日	大日		50	0.09	1					
289	大浦(1)	大浦		150	0.17	2					
290	大浦(2)	大浦		90	0.09	1					
291	千鳥(1)	千鳥		110	0.38	2					
292	千鳥(2)	千鳥		70	0.12	2					
295	東福寺(2)	東福寺		70	0.30	1			県道	50	
297	大崎野(1)	大崎野		40	0.04	1			河川	40	
298	東福寺野(1)	東福寺野		200	1.43	2			県道	60	
299	大崎野(2)	大崎野		50	0.03	1			私道	30	
300	大崎野(3)	大崎野		60	0.07	1			市道 河川	30 50	
302	東福寺野(2)	東福寺野		130	0.62	1					
303	東福寺野(3)	東福寺野		120	0.43	1					
304	東福寺(3)	東福寺		90	0.39	1					
306	東福寺(4)	東福寺	東福寺	180	0.09	3					
309	東福寺野(4)	東福寺野		130	0.39	3					
310	開	開		50	0.09	1					
311	東福寺野(5)	東福寺野		130	0.39	1			市道	90	
312	本江(1)	本江		60	0.11	1					
313	東福寺野(6)	東福寺野		20	0.01	1					
314	本江(2)	本江		100	0.18	2					
317	本江(3)	本江		50	0.03	2					
318	本江(4)	本江		20	0.01	1					

資料：富山県砂防課

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）

番号	箇所名	位置		延長 m	面積 ha	保全対策				急傾斜地崩壊危険区域の指定 年月日	
		大字	小字			人家戸数 戸	公共的建物		公共施設		
							種類	数	種類		数
J46	東福寺	東福寺	東福寺	220	0.79						
J47	大崎野	大崎野		450	1.07						
J48	東福寺野	東福寺野		290	1.04						
J49	本江	本江		100	0.18				県道	80	

資料：富山県砂防課

10-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地

番号	指定区域名	位置 大字	ha 面積	面積内訳 ha			保全対策			富山県指定		危険箇所番号
				耕地	宅地	その他	人家(戸)	道路(m)	公共施設等	年月日	告示番号	
17	本江	本江	9.50	1.80	2.10	5.60	34 18	県道890	農協1	47.11.24	1105	316
18	小森	小森	5.30	2.70	0.90	1.70	24 8	県道410	—	47.11.24	1105	307,308
23	蓑輪	蓑輪	9.90	1.60	2.50	5.80	36 7	県道550 市道520	発電所1	48.2.28	182	286
301	本江(2)	本江	2.50	0.60	0.40	1.50	6			H9.3.28	175	—
315	本江(3)	本江	1.40	0.40	0.38	0.62	6	市道250		H10.2.16	81	—
351	大浦(1)	下大浦	4.80	0.99	0.81	3.00	15	県道230 市道200		H14.3.25	149	119
	大浦(2)	大浦	6.18	1.42	0.67	4.09	10	県道375 市道142		H17.11.28	614	294

資料：富山県砂防課

10-4 地すべり発生危険箇所（建設）

番号	箇所名	位置 字	面積 (ha)	保全対象		指定年月日
				人家	公共施設等	
20	蓑輪	蓑輪	29.10	15	県道 600m 市道 500m	
22	東福寺	東福寺	51.00	13	市道 2,900m	S37.10.24
23	小森	小森	33.00	30	県道 700m	

資料：富山県砂防課

10-5 地すべり発生危険箇所（林野）

危険地区 番号	所在			危険地面積 (ha)	指定面積 (ha)	指定年月日	直接保全対策		
	市町村	字	地区名				人家 戸数	保全対策	
								種別(道路等延長m)	
206-1	滑川市	大日	大日	36.93			県道 100		
206-2	"	蓑輪	蓑輪	74.00			林道 100		
206-3	"	東福寺	東福寺	28.04	28.04	S37.9.27	県道 300		
206-4	"	小杉谷	小杉谷	11.10	11.10	S37.9.27	3 学校 県道 350 市道 580		
206-5	"	大林谷	東福寺野	11.07	11.07	S53.5.4	30 県道 400 市道 400 林道 1,500		
206-6	"	中大林谷	小森	6.44	6.44	H9.11.25	1 市道 400		

資料：富山県森林政策課

10-6 地すべり発生危険箇所（農地）

区分	番号	区域名	位置	面積	指定年月日	備考
			大字			
	53	大浦	大浦	36.00		
	54	千鳥	千鳥	21.00		
	55	東福寺	東福寺	26.00		

資料：富山県農村整備課

10-7 土石流危険溪流

ランク	溪流番号	水系名	溪流名	位置 字	保全対象		備考
					人家戸数	公共等	
I	656	早月川	西谷川	蓑輪	1	発電所等	
I	657	上市川	小杉谷	本江	3	県道等	
I	658	上市川	番念寺川	本江	5	県道	
I	659	上市川	小森一の谷	本江	15	集会施設	
I	660	上市川	曾門林谷	本江	6	集会施設等	
I	661	上市川	小森二の谷	本江	5	県道等	
III	J148	上市川	東福寺	東福寺			
III	J149	上市川	大杉川	小森			
III	J307	早月川	中村(1)	中村			
III	J308	早月川	中村(2)	中村			
III	J309	早月川	中村(3)	中村			

資料：富山県砂防課

注：ランク I：人家5戸以上等の溪流

ランク II：1～4戸の溪流

ランク III：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流

10-8 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		地区名	直接保全対象施設		
	大字	字		人家戸数	公共施設	
					種類	数量
206-1	東福寺	石休場	東福寺	11	公民館、市道	1,870m
206-2	本江	副 若	本江	11	市道	1,800m
206-3	東福寺野	大林谷	大林谷	2	研修センター、林道	2,900m
206-4	小杉谷	北 長	小杉谷	21	市道	3,050m
			4地区			

資料：富山県森林政策課

10-9 土砂災害警戒区域等

区域の名称	所在地	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
大崎野(1)	大崎野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大崎野(2)	大崎野	急傾斜地の崩壊	○		平成23年 3月25日
大崎野(3)	大崎野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大崎野(4)	大崎野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大崎野(5)	大崎野、大浦、森野新、野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大浦(1)	大浦、室山、大林	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大浦(2)	大浦、大林、大崎野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大浦(3)	大浦、室山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大浦(4)	大浦、室山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大日	大日	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
千鳥(1)	千鳥	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
千鳥(2)	千鳥	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
開	開	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
養輪	養輪	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(1)	本江、東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(2)	本江、安田、田林	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(3)	本江、東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(4)	本江	急傾斜地の崩壊	○		平成23年 3月25日
本江(5)	本江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(6)	本江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(7)	本江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
小森(1)	小森	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
小森(2)	小森、東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(1)	東福寺、東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(2)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(3)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(4)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(5)	東福寺、田林	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(6)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(7)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(1)	東福寺野、東福寺、田林	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(2)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(3)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(4)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(5)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(6)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(7)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
西谷川	養輪	土石流	○	○	平成23年 3月25日
養輪(1)	養輪	土石流	○	○	平成23年 3月25日
養輪(2)	養輪	土石流	○	○	平成23年 3月25日
養輪(3)	養輪	土石流	○		平成23年 3月25日
小杉谷	本江、東福寺野、田林	土石流	○	○	平成23年 3月25日
番念寺川	本江	土石流	○	○	平成23年 3月25日
小森一の谷	小森	土石流	○	○	平成23年 3月25日
曾門林谷	小森	土石流	○		平成23年 3月25日
小森二の谷	小森	土石流	○		平成23年 3月25日
大杉川	本江、小森	土石流	○	○	平成23年 3月25日
東福寺	東福寺	土石流	○	○	平成23年 3月25日
大浦	大浦、室山	地滑り	○		平成23年 3月25日
大日	大日	地滑り	○		平成23年 3月25日
養輪(1)	養輪	地滑り	○		平成23年 3月25日
養輪(2)	東福寺	地滑り	○		平成23年 3月25日
小杉谷	千鳥	地滑り	○		平成23年 3月25日
小森(1)	小森、東福寺野	地滑り	○		平成23年 3月25日
小森(2)	小森、東福寺野	地滑り	○		平成23年 3月25日
東福寺(1)	東福寺、中野	地滑り	○		平成23年 3月25日
東福寺(2)	東福寺野、本江、田林	地滑り	○		平成23年 3月25日
東福寺(3)	東福寺	地滑り	○		平成23年 3月25日
東福寺野	東福寺野	地滑り	○		平成23年 3月25日

資料：富山県砂防課

10-10 山腹崩壊危険地区

番号	位置		地区名	直接保全対象施設		
	大字	字		人家戸数	公共施設	
					種類	数量
206-1	菘輪	天狗獄	菘輪	2	公民館、市道	550m
206-2	大浦	奥の平	大浦	7	県道	200m
206-3	東福寺	石休場	東福寺	5	市道	300m
206-4	本江	上石山	本江西	2	県道	260m
206-5	菘輪	古土地	菘輪2	15	温泉、県道	2,000m
206-6	〃	天狗獄	菘輪3		県道	500m
206-7	大浦	土裏	大浦2	2	発電所、県道	100m
			7地区			

資料：富山県森林政策課

10-11 砂防指定地

水系名	幹川名	溪流名	字	告示年月日
早月川	早月川	早月川	菘輪	H16.10.4
	早月川	西谷川	菘輪	53.4.27
	早月川	西谷川	菘輪	H19.2.6
	早月川	小早月川	菘輪	H元.6.3
上市川	平塚川	大崎野川	大崎野外6	47.12.1
	平塚川	改養寺川	開外2	47.3.16
	郷川	中田川	改養寺、開	50.1.31
	郷川	中田川	改養寺、安田	H14.5.8
	郷川	高知川	開	23.12.8
	郷川	高知川	東福寺	25.12.22
	郷川	高知川	東福寺、安田	36.2.22
	郷川	高知川	東福寺外4	39.5.23
	郷川	高知川	東福寺	50.1.31
	郷川	高知川	東福寺	51.1.17
	郷川	高知川	東福寺	62.9.3
	高知川	若林川	東福寺外2	47.12.1
	高知川	前田江川	東福寺	46.10.2

資料：富山県砂防課

10-12 重要水防箇所一覧表

河川（富山県関係）

番号	水系名	河川名	位置				現況	予想される危険	水防工法	水防担当管理団体名	関係機関
			位置	左右岸別	延長	重要度					
41	早月川	早月川	菘輪	左岸	60	A	水衝、洗掘	堤欠	木流、立籠	滑川市	新川土木
42	中川	中川	神家	〃	300	A	堤防高	越水	土のう積	〃	〃
43	〃	〃	〃	右岸	300	A	〃	〃	〃	〃	〃
44	〃	沖田川	田中町、小泉町	左岸	2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃
45	〃	〃	〃	右岸	2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃

海岸（富山県関係）

番号	海岸名	位置	左右岸別	延長	重要度	現況	予想される危険	水防工法	水防担当管理団体名	関係機関
		字								
8	滑川漁港海岸	高塚		473	A	緩傾斜海岸	越波	土のう積	滑川市	新川土木
9	滑川漁港海岸	常盤町		840	A	コンクリート消波堤	越波	土のう積	滑川市	新川土木
10	滑川高月海岸	高月町		300	A	コンクリート消波堤	越波	土のう積	滑川市	新川土木

資料：富山県河川課

10-13 海岸保全区域

海岸名	区 域	延長	管理者	告示年月日、番号
滑 川	早月川左岸境界～ 高月港東側境界	3,545	富山県知事	S 33. 5.31第 393号
滑川漁港海岸	滑川市荒俣又尻付割 376の2～三穂町1160	3.124	富山県知事	S 35. 8.30第 625号 H 14. 3.25第150号最終改正
高月漁港海岸	滑川市高月町668～ 高月地先	0.279	滑川市長	S 35. 8.30第 625号

資料：富山県水産漁港課

河 川 課

港 湾 課

10-14 雪崩危険箇所

(1) 雪崩危険箇所総括表

市町村名	雪崩危険箇所	保 全 対 象 人 家 戸 数					
		5戸未満	5戸～9戸	10戸～19戸	20戸～29戸	30戸～49戸	50戸以上
6 滑川市	10	2	5	2	0	1	0

(2) 雪崩危険箇所（富山県関係）

番号	箇所名	位置 字	地形			人家 戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		備考
			平均傾斜 度 (度)	斜面の 標高差 (m)	長さ (m)		種類	数	種類	数	
127	蓑輪(1)	蓑輪	27	75	220	5	公民館	1	県道 市道	250 50	
128	蓑輪(2)	〃	47	75	205	10		1 1	県道 市道	190 210	
129	蓑輪(3)	〃	35	125	170	1	発電所 変電所	1 1	県道 市道	200 200	
130	大浦	大浦	23	50	270	2	発電所 変電所	1 1			
131	東福寺	東福寺	21	32	120	9	公民館	1	市道	300	
132	小森(1)	小森	24	50	140	9			市道	180	
133	小森(2)	〃	25	30	180	14			県道 市道	100 100	
134	本江(1)	本江	34	30	180	6			県道 市道	200 40	
135	本江(2)	〃	35	30	640	32	児童福祉施設 公民館 その他	1 2 1	県道 市道	650 250	
136	本江(3)	〃	36	18	380	8			県道 市道		

資料：富山県砂防課

10-15 道路通行規制基準

高速道路

区分	点検・交通規制					通行止め						
	地震 (計測震度)		降雨量	強風	その他	地震 (計測震度)	降雨量(mm)			強風	その他	津波
			連続雨量 ※1(mm)				連続雨量 ※1(mm)	組合せ雨量※2 連続雨量 (mm)	連続雨量 (mm)			
富山～滑川	3.5以上 4.0未満	4.0以上 4.5未満	110			4.5以上	200	150	40			
滑川～黒部	巡回点検	50km/h規制 巡回点検	70				170	110	40			

※1 連続降雨量とは、雨の降り始めから降り終わるまでの累計降雨量を言い、降り終わりとは無降雨（2mm/時間以下）が6時間以上継続した場合をいう。

※2 組合せ雨量とは連続雨量とその時点における時間雨量の組み合わせをいい、例えば、組み合わせ雨量（連続150・時間40）とは、連続雨量が150mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前の雨量）の値が40mmを超えている場合が最も早く出現するケースである。

※3 平均風速とは10分間の風速の平均値をいう。

資料：中日本高速道路株式会社

主要地方道

図面 対象 番号	路線名	担当 事務所 名	規制区間				交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行止実 行回数		指定 年度
			自 至	都市 都市	町村字 町村字	延長 (km)		規制基準値(mm)									
								通行注意 時間雨量	通行止 時間雨量	気象等 観測所 連続雨量							
10	富山魚津線	新川	滑川市高月 滑川市加島		0.3	900	なし	波高4.0m	新川土 木セン	高波・溢水	辻滑川線		1			47	
26	宇奈月大沢野線	新川	滑川市蓑輪		2.9	800	30 80	40 120	新川土 木セン	落石 土砂崩落	なし	C1	1			45	

資料：国土交通省富山河川国道事務所

10-16 危険物規制対象施設数一覧表

市町村名	合計	製造所	貯蔵所							取扱所					事業所数		
			小計	屋内 貯蔵 所	屋外 タンク 貯蔵 所	屋内 タンク 貯蔵 所	地下 タンク 貯蔵 所	簡易 タンク 貯蔵 所	移動 タンク 貯蔵 所	屋外 貯蔵 所	小計	給油 取扱 所	第1種 販売 取扱 所	第2種 販売 取扱 所		移送 取扱 所	一般 取扱 所
滑川市	262	2	182	30	66	4	47	1	33	1	78	25		1		52	101

10-17 簡易ガス施設

事業所	供給先			対象戸数
	所蔵量	名称	所在地	
日本海ガス株式会社	2.0t	宮窪団地	滑川市宮窪	79
	1.5t	高塚団地	滑川市高塚	76
	3.0t	(雇)滑川上小泉宿舎	滑川市上小泉高堂2051	120
	2.0t	(雇)吾妻宿舎	滑川市吾妻町426-1	81
	1.5t	滑川有金光風苑団地	滑川市有金	73
サカキ産業株式会社 (富山市桜橋通り5番6号)	1.8t	(雇)滑川宿舎	滑川市北野205-3	82
	2.8t	上梅沢団地	滑川市上梅沢	120
	1.9t	上小泉あやめ台団地	滑川市上小泉	82

資料：中部経済産業局
電力・ガス事業北陸支局

10-18 高圧ガス製造、貯蔵、販売所

	一般ガス			LPガス			冷凍		特定高圧ガス消費		合計
	製造	貯蔵	販売	製造	貯蔵	販売	製造	販売	一般	LP	
滑川市	5	4	1	3	2	13	2	9	4	4	47

資料：富山県環境保全課

11 防災会議等に関する資料

11-1 滑川市防災会議条例

昭和38年10月5日 滑川市条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、滑川市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 滑川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前各号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 富山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市教育長
 - (6) 消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、富山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(細則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命された委員の任期は、改正前の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

11-2 滑川市防災会議委員

区分	職名	住所
会長	滑川市長	滑川市寺家町 104
第1号 指定地方行政 機関	北陸農政局富山地域センター長	富山市牛島新町 11-7
	北陸地方整備局富山河川国道事務所長	富山市奥田新町 2-1
	第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	高岡市伏木錦町 11-15
第2号 県	富山県中部厚生センター所長	上市町横法音寺 40
	富山県新川農林振興センター所長	魚津市新宿 10 の 7
	富山県新川土木センター所長	魚津市新宿 10 の 7
	富山県富山土木センター 立山土木事務所長	立山町前沢 2359-5
第3号 警察	滑川警察署長	滑川市加島町 8
第4号 市長部局	滑川市副市長	滑川市寺家町 104
	滑川市総務部長	〃
	滑川市産業民生部長	〃
	滑川市建設部長	〃
	滑川市民健康センター所長	滑川市田中新町 127
第5号 市教育長	滑川市教育長	滑川市寺家町 104
第6号 消防機関の長	滑川消防署長	滑川市上小泉 24
	滑川市消防団長	滑川市上小泉 24
第7号 指定公共機関	日本郵便(株)滑川郵便局長	滑川市清水町 3-30
	中日本高速道路(株)金沢支社 富山保全・サービスセンター所長	富山市黒崎 439
	西日本電信電話(株)富山支店長	富山市東田地方町 1-1-30
	北陸電力(株)魚津支社長	魚津市新金屋 1-12-12
	日本通運(株)黒部支店長	黒部市北野 44
	あいの風とやま鉄道(株)富山駅長	富山市諏訪川原 1-3-22
	富山地方鉄道(株)富山自動車営業所長	富山市双代町 2-20
第8号 防災に関する 公共的団体	早月川沿岸土地改良区理事長	滑川市野町 1684-1
	滑川市医師会長	滑川市田中新町 130-5
	富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院長	滑川市常盤町 119
	滑川市自治会連合会副会長	
	滑川市社会福祉協議会長	
	滑川市民生委員児童委員協議会長	
	滑川中新川地区広域情報事務組合事務局長	

(会長・委員 計 31 名)

12-1 災害救助法の概要及び基準

1 災害救助法の概要「災害救助法」（昭和22律第118号年10月18日法）

(1) 目的（災害救助法第1条）

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と会社の秩序の保全を図ること。

(2) 実施体制（災害救助法第30条）

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法廷受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(3) 適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行なう。

(4) 救助の種類、程度、方法及び期間（災害救助法第23条）

ア 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処置 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

イ 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行う。

(5) 強制権の発動（災害救助法24－26条）

災害に際し、迅速救助の実施を図るため、必要な物資の収用、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

(6) 経費の支弁及び国庫負担（災害救助法第33条・36条）

ア 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

イ 国庫負担：アにより費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収見込額の割合に応じ、次により負担

- | | |
|------------------------------------|----------|
| A 普通税収見込額の 2 / 100以下の部分 | 50 / 100 |
| B 普通税収見込額の 2 / 100を超え 4 / 100以下の部分 | 80 / 100 |
| C 普通税収見込額の 4 / 100を超える部分 | 90 / 100 |

(7) 災害救助基金

ア 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収額決算額の平均年額の 5 / 1000相当額（最

小額500万円を積み立てる義務が課せられている。

イ 運用（災害救助法第41条）

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

2 災害救助法適用基準（同法施行令）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市町村の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

イ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2、第3）

① 都道府県の人口		住家減失世帯数
	1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

② 市町村の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

ウ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

① 都道府県の人口		住家減失世帯数
	1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

- ※ 1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって減失した一の世帯とする。
- ※ 2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって減失した一の世帯とする。

- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

【厚生労働省令で定める特別の事情とは】

- ① 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（基準省令第1条）

〔①については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・ 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合
- ・ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

【厚生労働省令で定める基準とは】

- ① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（基準省令第2条第1号）
- ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（基準省令第2条第2号）

〔①については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・ 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- ・ 紫雲丸事件等船舶の沈没あるは交通事故により多数の者が死傷した場合

〔②については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ・ 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

3 平成22年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり300円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の配置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝礼、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費を含む。 2 避難所にあつての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住居を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,367,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別表に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であらばよい。 2 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸し住宅の借上げによる設置も対象となる					
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であらばよい。 (1食は、1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	発生の災害日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬期(10月から3月)の季節別の災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給与に限る					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
			冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
		半壊	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬	9,100		12,000	16,900	20,000	25,400	3,300		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具は損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助産	発生の日以前災害又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要な最小限の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から(教科書)1か月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は平均額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施するものに支給	1体あたり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体あたり3,300円以内(一時保管) ・ 既存建物借上費 通常の実費 ・ 既存建物以外 1体あたり5,000円以内 (検案) ・ 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の埋葬 6 死体の処理 7 救済用の物資の整理配分	当該地域における通常の実施	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するもの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12-2 激甚災害指定基準

本激：全国的に大きな災害をもたらした災害を指定

本激A：全国的に大規模な災害が生じた場合

本激B：Aの災害ほど大規模でなくとも特定の都道府県の区域に大きな被害がもたらされた場合

* 局激：局地的な災害によって大きな災害復旧が必要になった市町村を指定

1 激甚災害外指定基準（本激）早見表

（平成12年10月31日改正 平成12年9月8日以降発生した災害について適用）

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入額 × 0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入額 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入額 × 25% の県が1以上 又は (2) 県内市長村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入額 × 5% の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円以上の県が1以上ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万以下の場合を除く。
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業災害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者数 > 当該都道府県の農業者数 × 0.5% の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な要因による災害であって、その被害の態様からこの基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮する。

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第11条の2	森林災害普及事業に対する補助	A 林業被害見込額>全生産林業所得定額×5% B 林業被害見込額>全生産林業所得定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60% の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1% の県が1以上ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 林業被害見込額>全生産林業所得定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60% の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1% の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業等に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市長村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被害者全域滅失戸数≥4,000戸 B (1) 被害地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の市長村の区域内の域滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上 の市町村が1以上 又は (2) 被害地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の市長村の区域内の域滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度決定する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費に対する補助	
第14条	事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資機材の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25条	雇用保険補による求職者給付の支給に関する特例	

		(2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積>当該市長村の私有林面積（人口林に係るもの）×25% ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。)
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成金の償還期間等の特例	ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第15条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

12-3 指定文化財一覧

区分	名称	種別	員数	所在地	所有者	指定年月日
国指定	滑川のネブタ流し	無形民俗文化財			中川原、常盤町1区・2区・3区	平成11年12月21日
県指定	本江遺跡	史跡		滑川市本江 589	滑川市	昭和47年2月26日
市指定	門松	天然記念物	1本	滑川市高塚仲埜割 1033の1	富山県	昭和49年4月18日
	ひいらぎの古木	天然記念物	1本	市内	個人	昭和49年4月18日
	銀杏の古木	天然記念物	1本	滑川市下大浦 2949	西光寺	昭和49年4月18日
	句碑（有磯塚）	史跡	1基	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和49年4月18日
	千鳥遺跡	史跡		滑川市堀の内字坂高 500	滑川市	昭和49年4月18日
	東金屋たたら製鉄場跡	史跡		滑川市東金屋字角地 477の3	滑川市	昭和49年4月18日
	東福寺焼窯跡	史跡		滑川市福寺字坪野 1080	滑川市	昭和49年4月18日
	一里塚	史跡	1基	滑川市坪川 203	徳城寺	昭和50年4月15日
	柔遠自筆文書	書跡	35冊	滑川市高柳 125	明楽寺	昭和50年4月15日
	種ふくろ（吉田芳塙）	歴史資料	7冊	滑川市寺家町 171	吉田賢一	昭和51年5月20日
	河崎家文書	歴史資料	297点	滑川市浜町 1898	河崎慶一	昭和51年5月20日
	加積雪嶋神社「みこし」	工芸品	1台	滑川市加島町 2050	加積雪嶋神社氏子会	昭和51年5月20日
	神農坐像	彫刻	1軀	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和54年2月22日
	上杉景勝の「制札」	歴史資料	1	滑川市神明町 1177	櫛原神社	昭和54年2月22日
	銅製経筒	考古資料	1点	滑川市大島新 1946	石坂 十	昭和54年2月22日
	立山杉の古木	天然記念物	1本	滑川市中野 317	中野町内会	昭和54年2月22日
	ギンモクセイ	天然記念物	1本	滑川市野尻 68	岩城和夫	昭和54年2月22日
	釈迦如来坐像	彫刻	1軀	滑川市上梅沢 340	光明寺	昭和57年3月17日
	梵鐘	工芸品	1口	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和57年3月17日
	桐沢家文書	歴史資料	130点	市内	桐沢奨二	昭和57年3月17日
	売薬民俗資料	有形民俗資料	661点	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和57年3月17日
	養照寺本陣（上段の間）	建造物	1棟	滑川市領家町 540	養照寺	昭和57年3月17日
	左大臣・右大臣、狛犬（対）	彫刻	4体	滑川市上小泉大門 1362	加積神社	昭和57年3月17日
	釈迦三尊（三幅図）	絵画	3幅対	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和57年3月17日
	帝釈天	彫刻	1軀	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和60年8月27日
	常夜燈	史跡	1基	滑川市神明町 1176	櫛原神社	平成13年3月27日
	立山・大岩道しるべ	史跡	3基	滑川市加島町 2374-25、加島町 2050	滑川市	平成13年3月27日
	国登録文化財	城戸家住宅主屋	建造物	1棟	滑川市瀬羽町 1862	城戸拓一
廣野家住宅主屋		建造物	1棟	滑川市寺家町 254	廣野行雄	平成12年12月4日
廣野医院		建造物	1棟	滑川市寺家町 254	廣野行雄	平成12年12月4日
小沢家住宅店蔵		建造物	1棟	滑川市荒町 1618	小沢政商	平成12年12月4日
旧宮崎酒造店舗兼主屋		建造物	1棟	滑川市瀬羽町 1860-1他	金山彰夫	平成22年4月28日
旧宮崎酒造酒蔵		建造物	1棟	滑川市瀬羽町 1860-1他	金山彰夫	平成22年4月28日
旧宮崎酒造麹蔵		建造物	1棟	滑川市瀬羽町 1860-1他	金山彰夫	平成22年4月28日
旧宮崎酒造衣装蔵	建造物	1棟	滑川市瀬羽町 1860-1他	金山彰夫	平成22年4月28日	